

# **第3期波佐見町 子ども・子育て支援事業計画**

**令和7年3月**

**波佐見町**



# 目 次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                      | 1  |
| 1 計画策定の背景 .....                           | 1  |
| 2 計画策定の趣旨 .....                           | 2  |
| 3 法的な位置づけ .....                           | 2  |
| 4 関連計画との位置づけ .....                        | 3  |
| 5 計画の期間 .....                             | 3  |
| 6 計画の策定体制 .....                           | 4  |
| 第2章 波佐見町の子ども・子育て家庭に関する現状 .....            | 5  |
| 1 人口・世帯の状況 .....                          | 5  |
| 2 人口動態・就労の状況 .....                        | 15 |
| 3 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状 .....         | 21 |
| 4 ニーズ調査（アンケート調査）結果の概要 .....               | 29 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....                      | 45 |
| 1 計画の基本理念 .....                           | 45 |
| 2 基本目標 .....                              | 46 |
| 3 施策の体系 .....                             | 48 |
| 4 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援 .....               | 50 |
| 5 施策の内容 .....                             | 52 |
| 第4章 事業計画 .....                            | 71 |
| 1 教育・保育提供区域の設定 .....                      | 71 |
| 2 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策 .....           | 74 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策 .....           | 77 |
| 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保 ..... | 84 |
| 第5章 計画の達成状況の点検・評価及び相互連携 .....             | 85 |
| 1 推進体制 .....                              | 85 |
| 2 計画の点検・評価 .....                          | 85 |
| 3 関係機関相互の連携 .....                         | 85 |
| 資料編 .....                                 | 87 |
| 1 波佐見町子ども・子育て会議条例 .....                   | 87 |
| 2 波佐見町子ども・子育て会議委員名簿 .....                 | 89 |
| 3 策定経過 .....                              | 90 |



# 第 1 章 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が令和5年4月に制定・施行されました。

また、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

### ■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

**1** すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

**2** すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

**3** 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

**4** すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

**5** 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

**6** 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## 2 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

波佐見町（以下「本町」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期波佐見町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期波佐見町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正や子ども・子育てを巡る国や県の動きを反映した「第3期波佐見町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

## 3 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、次世代育成支援対策推進法第8条における「次世代育成支援市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

| 根拠法   | 子ども・子育て支援法                                                                     | 次世代育成支援対策推進法                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 市町村計画 | 市町村子ども・子育て支援事業計画<br>（策定義務あり）                                                   | 次世代育成支援市町村行動計画<br>（努力義務）                                      |
| 性格特徴  | ○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画<br>○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画 | ○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画<br>○「波佐見町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画 |



一体的に策定



第3期波佐見町子ども・子育て支援事業計画



**波佐見町における関連計画**

- 波佐見町総合計画
- 波佐見町障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 波佐見町健康増進計画

**波佐見町子ども・子育て支援事業計画**

- 計画の基本的な考え方
- 子ども・子育て支援事業計画
- 施策の展開  
(次世代育成支援行動計画)

**第3期 波佐見町子ども・子育て支援事業計画**

- ≪計画の基本的な考え方≫
  - 基本理念
  - 施策体系
- ≪子ども・子育て支援事業計画≫
  - 教育・保育提供区域の設定
  - 教育・保育の需要量及び確保方策
  - 地域子ども・子育て支援事業の提供
- ≪包含する計画や施策≫
  - 次世代育成支援行動計画に係る施策内容
  - 厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画
  - こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律やこども大綱の制定を踏まえ、本町のこどもの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画

Integration (整合) and Inheritance (継承) relationships are indicated by arrows.

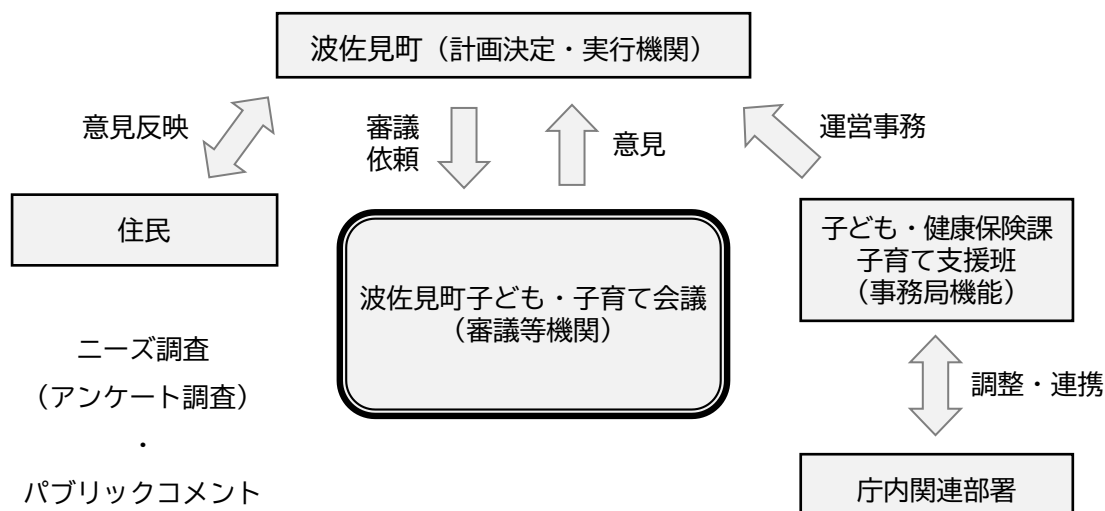
| 令和<br>2年度                | 令和<br>3年度  | 令和<br>4年度  | 令和<br>5年度  | 令和<br>6年度  | 令和<br>7年度                | 令和<br>8年度  | 令和<br>9年度  | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------------------------|------------|------------|------------|------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 2020<br>年度               | 2021<br>年度 | 2022<br>年度 | 2023<br>年度 | 2024<br>年度 | 2025<br>年度               | 2026<br>年度 | 2027<br>年度 | 2028<br>年度 | 2029<br>年度 |
| 第2期波佐見町<br>子ども・子育て支援事業計画 |            |            |            |            |                          |            |            |            |            |
|                          |            |            |            | 見直し        | 第3期波佐見町<br>子ども・子育て支援事業計画 |            |            |            |            |
|                          |            |            |            |            | 必要に応じて見直し                |            |            |            |            |

## 6 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置・開催

本計画の策定にあたり、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や保護者等により構成される「波佐見町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

#### ■策定体制のイメージ図



### (2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）の実施

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を町のホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

## **第2章 波佐見町の子ども・子育て家庭に関する現状**



## 第2章 波佐見町の子ども・子育て家庭に関する現状

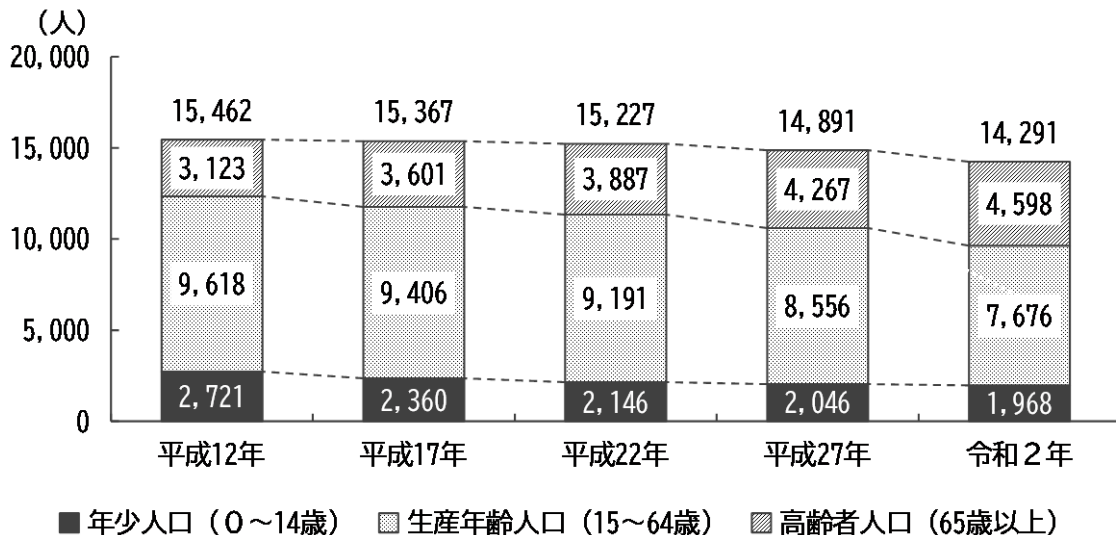
### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移

平成12年から令和2年までの長期的な人口推移を国勢調査でみると、総人口は減少が続いており、令和2年は14,291人となっています。

年齢3区分別では、年少人口は年々減少し、平成12年からの20年間で753人の減少となっているのに対して、高齢者人口は増加が続き、1,475人の増加となっており、本町では引き続き少子高齢化が進行しています。また、子育て世代の中心となる生産年齢人口も年々減少し、両世代を支える子育て世代への負担は年々大きくなっているものとうかがえます。

■人口の推移



※計は年齢「不詳」を含む

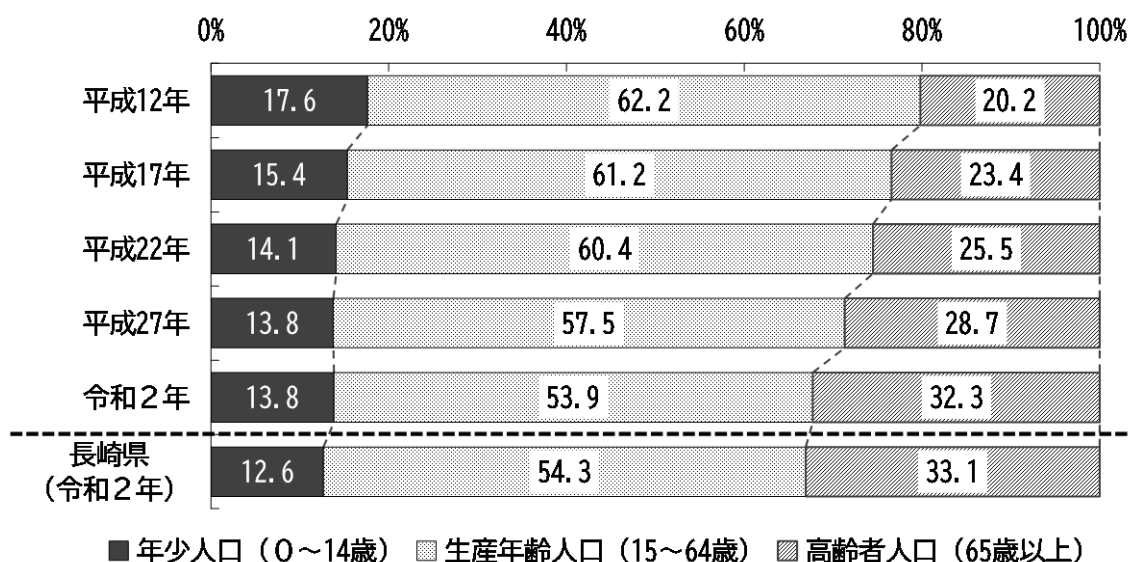
資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

## （２）年齢３区分別人口構成の推移

年齢３区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口割合は減少が続いていましたが、令和２年は横ばいとなっています。また、高齢者人口割合は増加が続き、令和２年は３割を超えており、高齢者人口が年少人口の割合を上回って推移しています。

長崎県と比較すると、令和２年の年齢３区分人口構成比は、長崎県とほぼ同様の傾向となっています。

■年齢３区分別人口構成比の推移



※構成比は分母から「不詳」を除いて算出

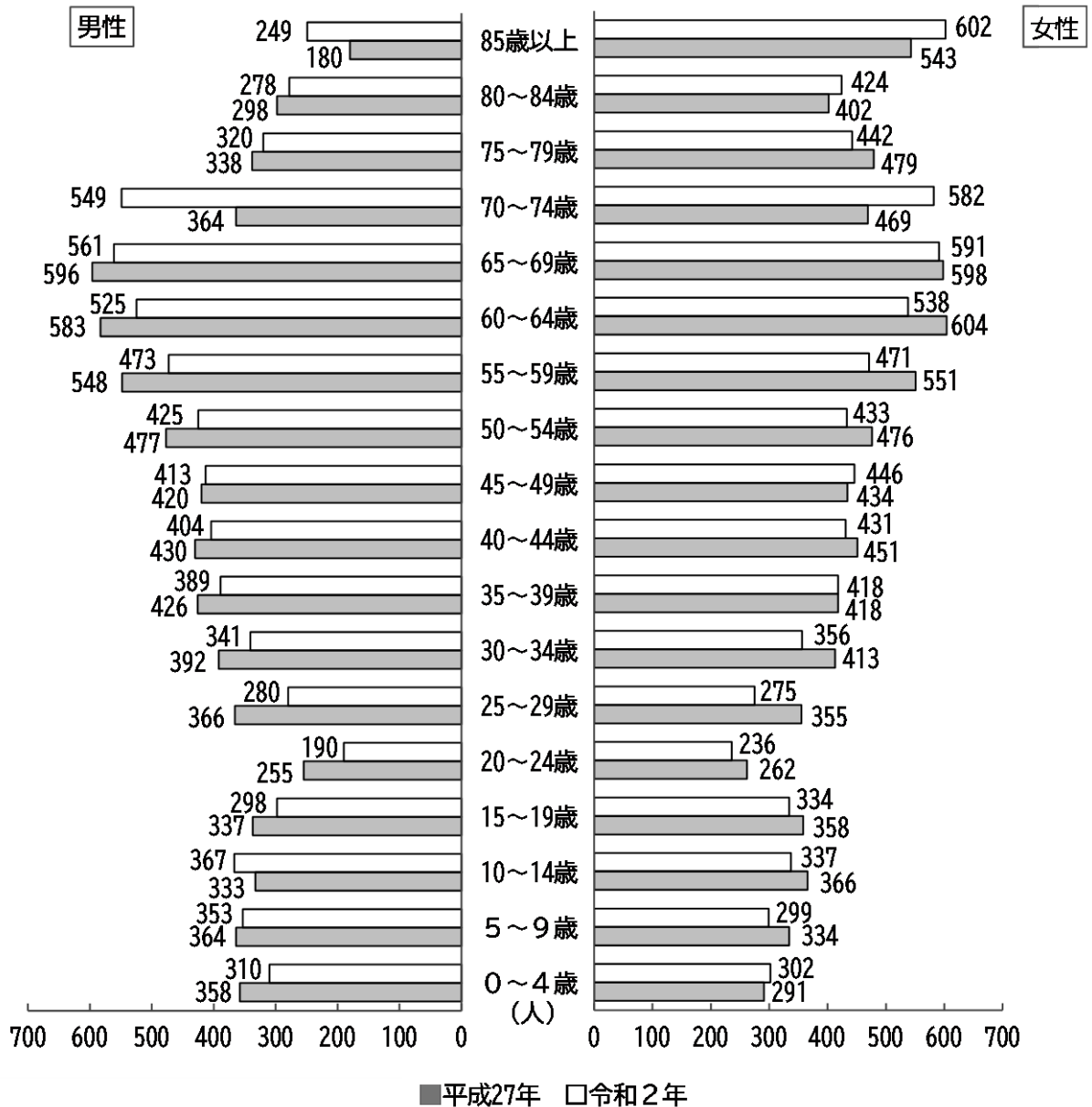
資料：「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

### (3) 人口構造

平成27年、令和2年の5歳階級別の人口構造の比較をみると、男性、女性ともに65～69歳以下の多くの年齢層で減少している一方、70～74歳、85歳以上は男性、女性ともに増加しています。

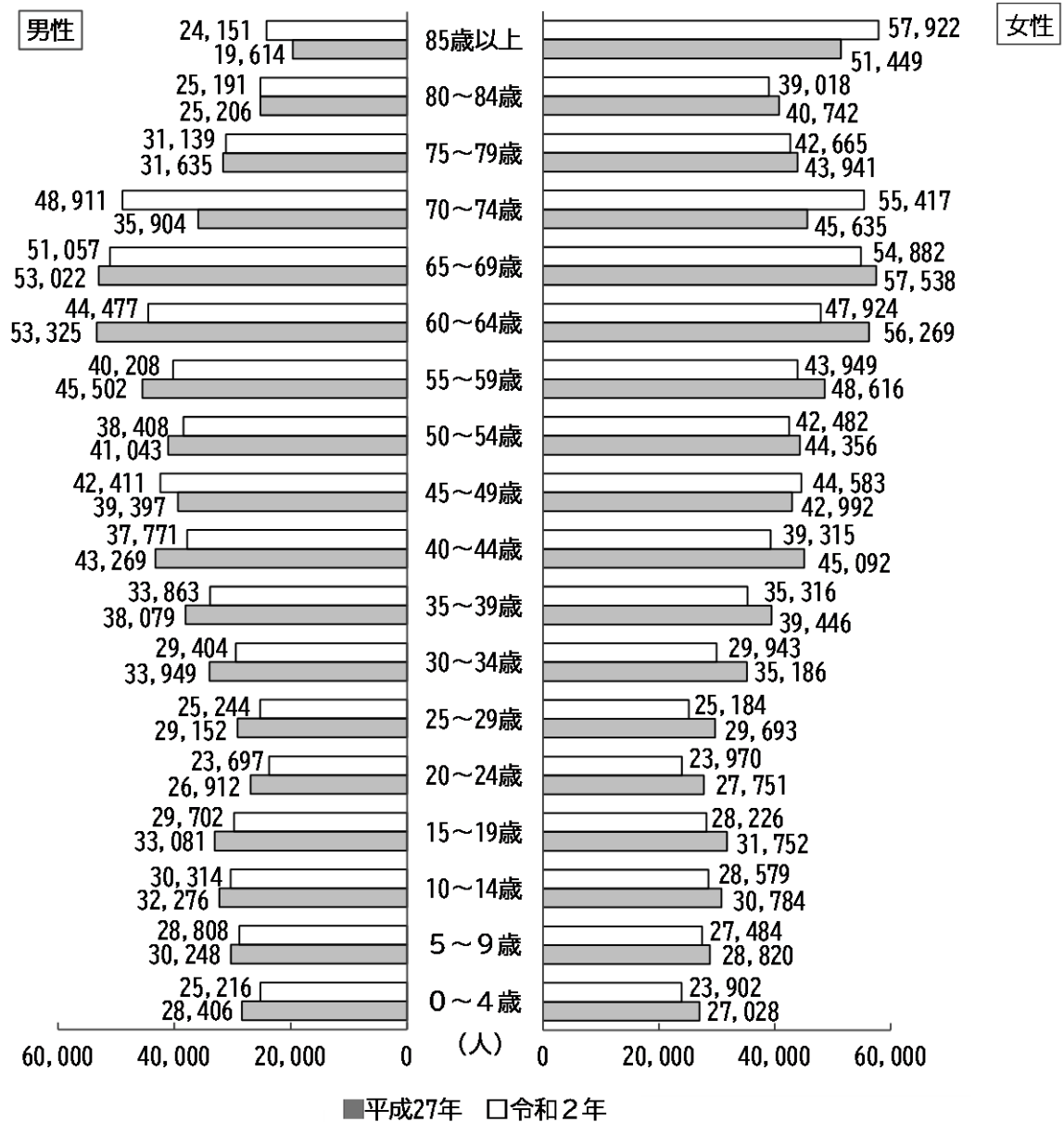
長崎県と比較すると、ピラミッドはほぼ同じ形状となっています。

■人口構造（波佐見町）



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

■人口構造（長崎県）



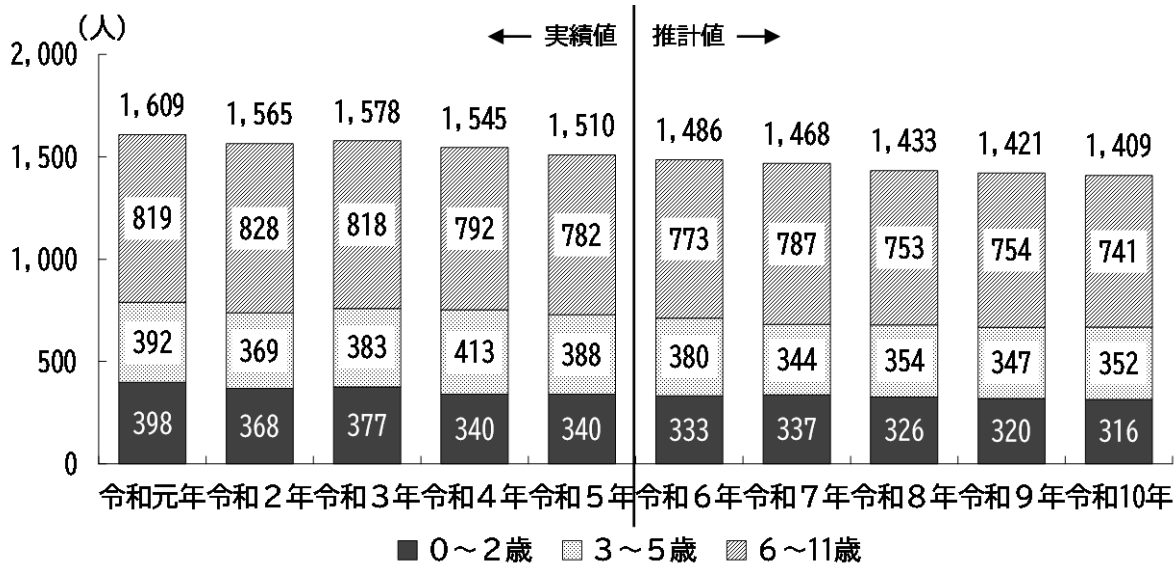
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）



#### （４）児童人口の推移

児童人口（０～１１歳人口）の推移をみると、令和元年以降、０～１１歳の合計は減少傾向で、令和５年までの５年間で９９人の減少となっており、今後も減少傾向が見込まれます。一方、前年対比の増減率をみると、令和４年／令和５年比は、０～２歳人口が０.０％、３～５歳人口がマイナス６.１％、６～１１歳人口がマイナス１.３％となっており、児童人口の合計は、マイナス２.３％となっています。

■児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（単位：人、％）

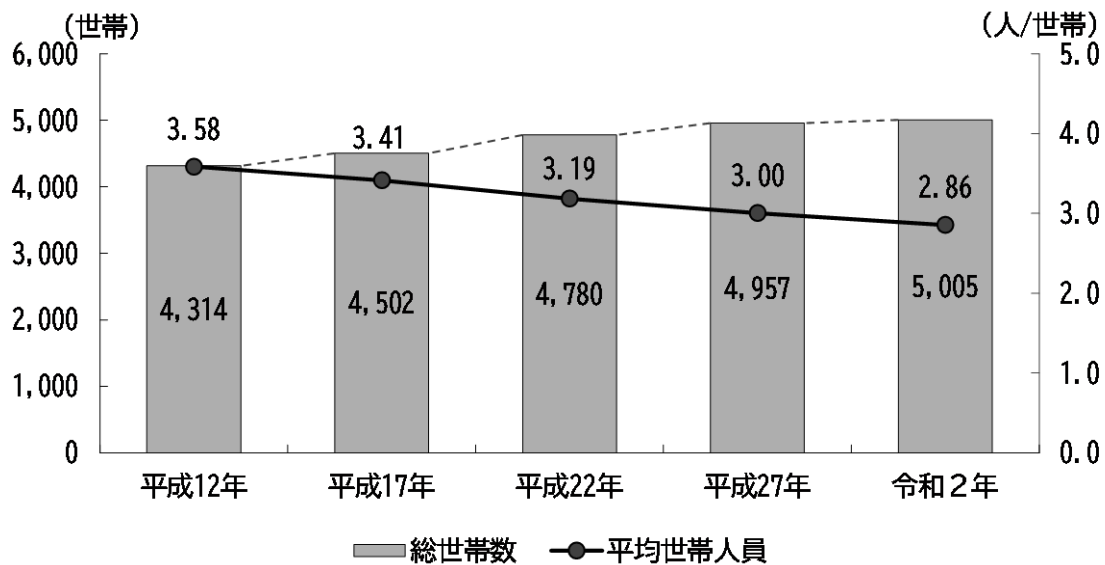
|             |       | 令和元年  | 令和２年  | 令和３年  | 令和４年  | 令和５年  |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実数          | ０～２歳  | 398   | 368   | 377   | 340   | 340   |
|             | ３～５歳  | 392   | 369   | 383   | 413   | 388   |
|             | ６～１１歳 | 819   | 828   | 818   | 792   | 782   |
|             | 計     | 1,609 | 1,565 | 1,578 | 1,545 | 1,510 |
| 増減率<br>前年対比 | ０～２歳  | -     | -7.5  | 2.4   | -9.8  | 0.0   |
|             | ３～５歳  | -     | -5.9  | 3.8   | 7.8   | -6.1  |
|             | ６～１１歳 | -     | 1.1   | -1.2  | -3.2  | -1.3  |
|             | 計     | -     | -2.7  | 0.8   | -2.1  | -2.3  |
| 構成比         | ０～２歳  | 24.7  | 23.5  | 23.9  | 22.0  | 22.5  |
|             | ３～５歳  | 24.4  | 23.6  | 24.3  | 26.7  | 25.7  |
|             | ６～１１歳 | 50.9  | 52.9  | 51.8  | 51.3  | 51.8  |
|             | 計     | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

### （５）総世帯数、平均世帯人員の推移

平成12年から令和2年までの総世帯数の推移をみると、総世帯数は年々増加しています。一方、平均世帯人員は年々減少しており、令和2年には2.86人／世帯となっています。長崎県と比較すると、令和2年の平均世帯人員は、長崎県を上回っています。

■総世帯数、平均世帯人員の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

（単位：世帯、人、人/世帯）

|        | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 平成27年  | 令和2年   | 長崎県<br>(令和2年) |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 総世帯数   | 4,314  | 4,502  | 4,780  | 4,957  | 5,005  | 558,230       |
| 人口     | 15,462 | 15,367 | 15,227 | 14,891 | 14,291 | 1,312,317     |
| 平均世帯人員 | 3.58   | 3.41   | 3.19   | 3.00   | 2.86   | 2.35          |

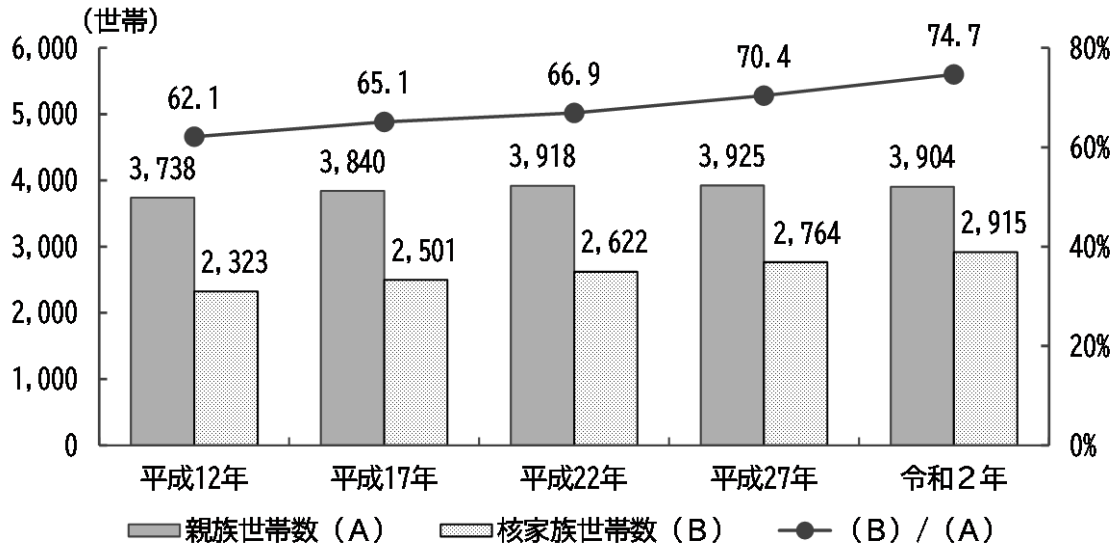
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

## （６）世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親族世帯、核家族世帯とも増加傾向となっています。親族世帯に対する核家族世帯の割合の推移をみると、年々増加し続けており、令和２年では74.7%となっています。

長崎県と比較すると、令和２年の核家族世帯の割合は、長崎県を大きく下回っています。

■世帯構成の推移



資料：「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

(単位：世帯、%)

|           | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和２年  | 長崎県<br>(令和２年) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 一般世帯数     | 4,308 | 4,488 | 4,766 | 4,940 | 4,988 | 556,130       |
| 親族世帯数 (A) | 3,738 | 3,840 | 3,918 | 3,925 | 3,904 | 360,564       |
| 核家族世帯 (B) | 2,323 | 2,501 | 2,622 | 2,764 | 2,915 | 313,876       |
| (B) / (A) | 62.1  | 65.1  | 66.9  | 70.4  | 74.7  | 87.1          |

資料：「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のことです。

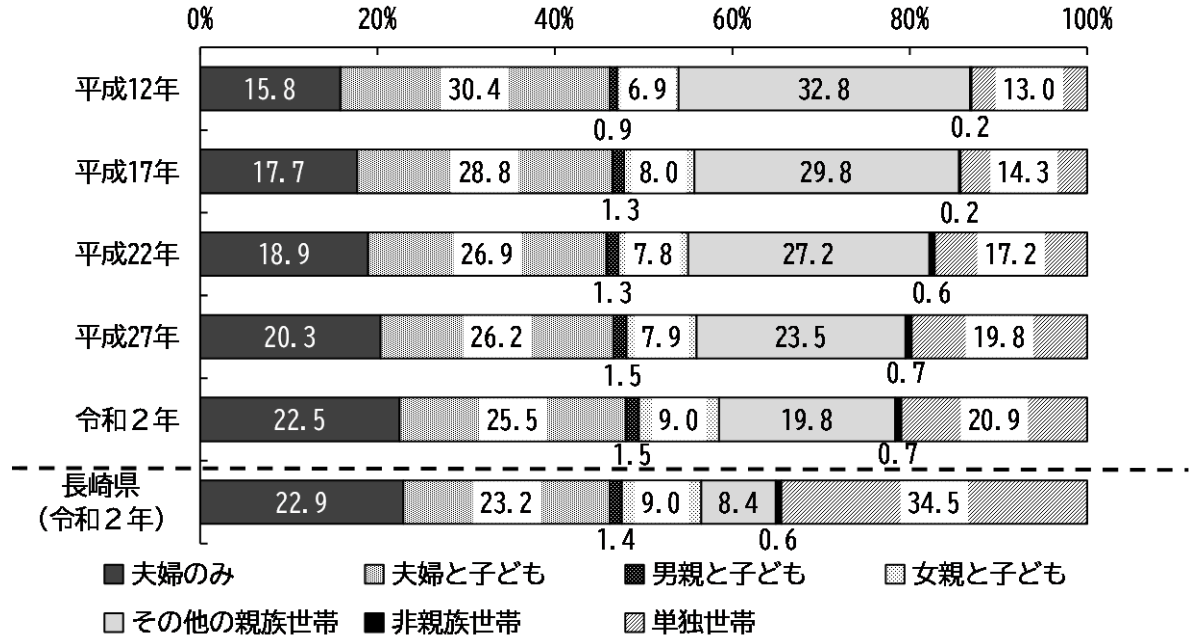
核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことです。

(7) 家族構成の推移

家族構成の推移をみると、「夫婦のみ」、「単独世帯」の割合が増加傾向にある一方、「夫婦と子ども」、「その他の親族世帯」は減少傾向となっています。

長崎県と比較すると、令和2年の家族構成は、長崎県より「その他の親族世帯」が高く、「単独世帯」は低くなっています。

■ 家族構成の推移



資料：「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

(単位：世帯)

|          | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  | 長崎県<br>(令和2年) |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 夫婦のみ     | 681   | 795   | 903   | 1,005 | 1,121 | 127,381       |
| 夫婦と子ども   | 1,308 | 1,292 | 1,281 | 1,296 | 1,270 | 129,115       |
| 男親と子ども   | 37    | 57    | 64    | 72    | 74    | 7,573         |
| 女親と子ども   | 297   | 357   | 374   | 391   | 450   | 49,807        |
| その他の親族世帯 | 1,415 | 1,339 | 1,296 | 1,161 | 989   | 46,688        |
| 非親族世帯    | 8     | 7     | 29    | 35    | 34    | 3,493         |
| 単独世帯     | 562   | 641   | 819   | 977   | 1,044 | 191,470       |
| 一般世帯数計   | 4,308 | 4,488 | 4,766 | 4,940 | 4,988 | 556,130       |

※計は世帯の家族類型「不詳」を含む

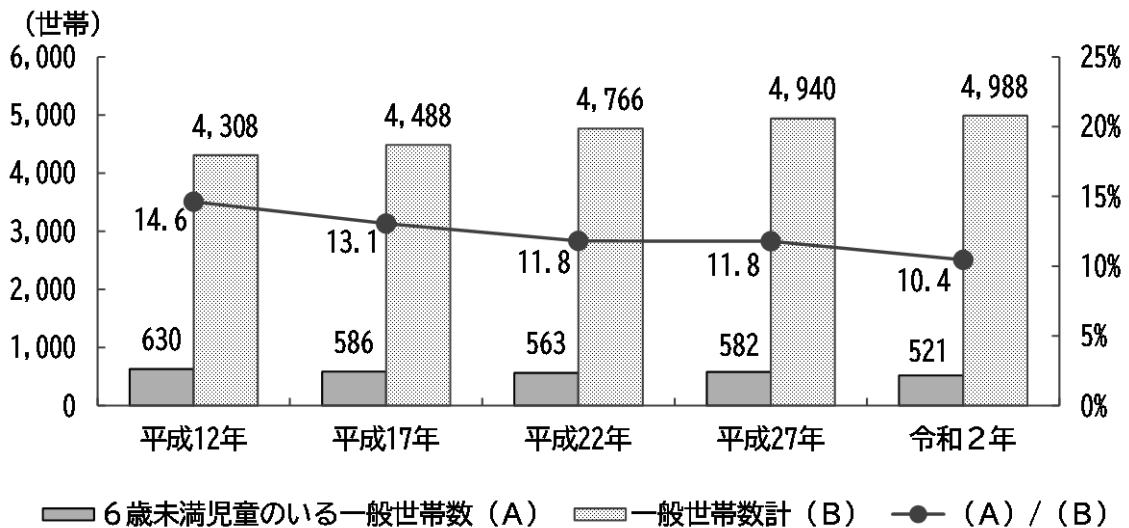
資料：「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

## (8) 一般世帯における6歳未満児童のいる世帯の推移

一般世帯における6歳未満児童のいる世帯の推移をみると、6歳未満児童のいる一般世帯数は、減少傾向となっており、一般世帯に占める6歳未満児童のいる世帯の割合も減少傾向となっています。

長崎県と比較すると、令和2年の一般世帯に占める6歳未満児童のいる世帯の割合は、長崎県を上回っています。

■一般世帯における6歳未満児童のいる世帯の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

(単位：世帯、%)

|                    | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  | 長崎県<br>(令和2年) |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 6歳未満児童のいる一般世帯数 (A) | 630   | 586   | 563   | 582   | 521   | 43,967        |
| 一般世帯計 (B)          | 4,308 | 4,488 | 4,766 | 4,940 | 4,988 | 556,130       |
| (A) / (B)          | 14.6  | 13.1  | 11.8  | 11.8  | 10.4  | 7.9           |

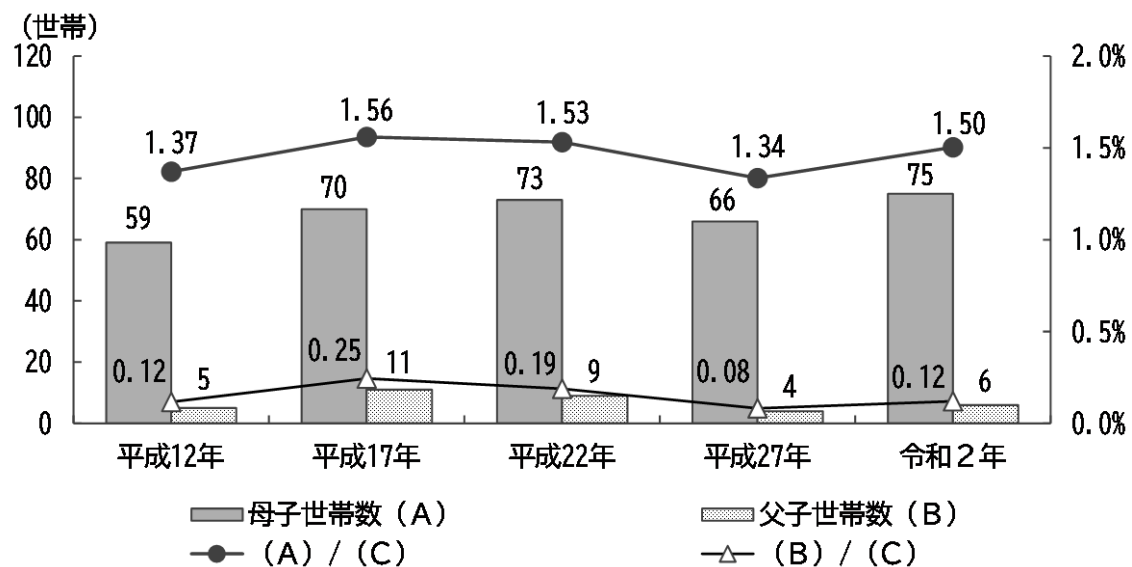
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

### (9) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯数は平成27年に減少しましたが、令和2年は75世帯と増加しています。父子世帯数は平成22年、平成27年と減少しましたが、令和2年は6世帯と増加しています。

長崎県と比較すると、令和2年の一般世帯に占める母子世帯・父子世帯の割合は、長崎県と同程度となっています。

■ひとり親世帯の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

(単位：世帯、%)

|           | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  | 長崎県<br>(令和2年) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 母子世帯数 (A) | 59    | 70    | 73    | 66    | 75    | 8,678         |
| 父子世帯数 (B) | 5     | 11    | 9     | 4     | 6     | 831           |
| 一般世帯数 (C) | 4,308 | 4,488 | 4,766 | 4,940 | 4,988 | 556,130       |
| (A) / (C) | 1.37  | 1.56  | 1.53  | 1.34  | 1.50  | 1.56          |
| (B) / (C) | 0.12  | 0.25  | 0.19  | 0.08  | 0.12  | 0.15          |

資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

## 2 人口動態・就労の状況

### (1) 人口動態の推移

人口動態の推移をみると、本町の人口は減少傾向にあります。自然増減は、いずれの年も死亡が出生を上回り、社会増減は、いずれの年も転出が転入を上回っています。

#### ■人口動態の推移

(単位：人)

|       | 人口増減 | 自然増減 |     | 社会増減 |     | その他の増減 |    |
|-------|------|------|-----|------|-----|--------|----|
|       |      | 出生   | 死亡  | 転入   | 転出  | 増加     | 減少 |
| 平成30年 | -93  | 142  | 191 | 516  | 558 | 4      | 6  |
| 令和元年  | -183 | 116  | 192 | 451  | 564 | 8      | 2  |
| 令和2年  | -70  | 130  | 173 | 463  | 500 | 11     | 1  |
| 令和3年  | -83  | 107  | 178 | 463  | 480 | 5      | 0  |
| 令和4年  | -199 | 103  | 232 | 480  | 556 | 6      | 0  |

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

### (2) 昼夜間人口比率の動向

昼夜間人口比率は92.4%となっており、町外への流出超過となっています。

#### ■昼夜間人口比率

(単位：人、%)

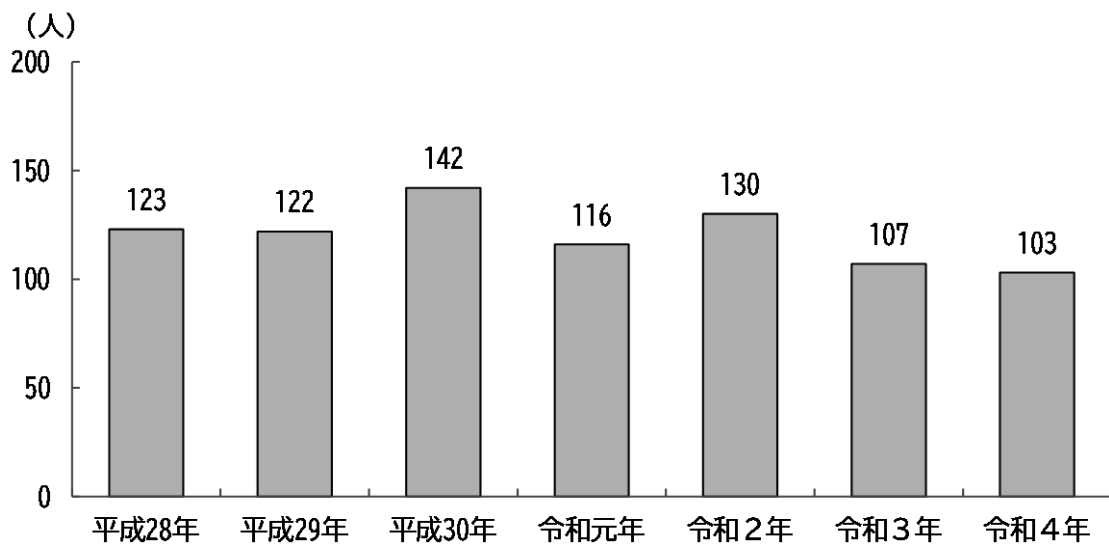
|      | 昼間人口（人）   | 常住人口（人）   | 昼夜間人口比（%） |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 波佐見町 | 13,199    | 14,291    | 92.4      |
| 長崎県  | 1,308,945 | 1,312,317 | 99.7      |

資料：「令和2年国勢調査」（10月1日現在）

### （３）出生数の推移

出生数の推移をみると、年による増減があり、令和４年の出生数は103人となっています。

#### ■出生数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

### （４）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、本町は令和３年に減少したものの、令和元年と同じ1.69となり、いずれの年も長崎県、全国を上回っています。

#### ■合計特殊出生率の推移

|      | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|------|------|------|
| 波佐見町 | 1.69 | 1.96 | 1.69 |
| 長崎県  | 1.66 | 1.61 | 1.60 |
| 全国   | 1.36 | 1.33 | 1.30 |

※合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ、英：total fertility rate、TFR）とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに生む子どもの数の平均を示す。

資料：衛生統計年報



### （５）未婚率の動向

令和２年の性別年代別未婚率（15～49歳）をみると、15歳以上総数の男性は26.1%、女性は19.4%で、男性の方が高くなっています。年代別にみると、男性の25～29歳で約６割、30～34歳で４割超が未婚であり、女性は、25～29歳で約５割、30～34歳で約３割が未婚となっています。

長崎県と比較すると、男性、女性ともに、各年代において長崎県とほぼ同程度となっています。

#### ■性別年代別未婚率（15～49歳）

（単位：人、％）

|         | 男性    |       |      |        | 女性    |       |      |        |
|---------|-------|-------|------|--------|-------|-------|------|--------|
|         | 総数    | 未婚実数  | 未婚率  | 長崎県未婚率 | 総数    | 未婚実数  | 未婚率  | 長崎県未婚率 |
| 15歳以上総数 | 5,695 | 1,484 | 26.1 | 28.0   | 6,579 | 1,278 | 19.4 | 21.2   |
| 15～19歳  | 298   | 297   | 99.7 | 99.4   | 334   | 333   | 99.7 | 99.4   |
| 20～24歳  | 190   | 165   | 86.8 | 89.0   | 236   | 210   | 89.0 | 87.6   |
| 25～29歳  | 280   | 175   | 62.5 | 64.3   | 275   | 141   | 51.3 | 56.6   |
| 30～34歳  | 341   | 154   | 45.2 | 41.7   | 356   | 111   | 31.2 | 33.0   |
| 35～39歳  | 389   | 123   | 31.6 | 31.6   | 418   | 99    | 23.7 | 24.0   |
| 40～44歳  | 404   | 118   | 29.2 | 27.1   | 431   | 84    | 19.5 | 20.7   |
| 45～49歳  | 413   | 107   | 25.9 | 25.0   | 446   | 83    | 18.6 | 19.2   |

資料：「令和２年国勢調査」（10月１日現在）

### （６）婚姻件数、離婚件数の推移

婚姻件数、離婚件数の推移をみると、本町の婚姻件数は50～60組程度で推移していましたが、令和４年は29組と減少しています。離婚件数は増減を繰り返して推移しています。

#### ■婚姻件数・離婚件数の推移

（単位：組）

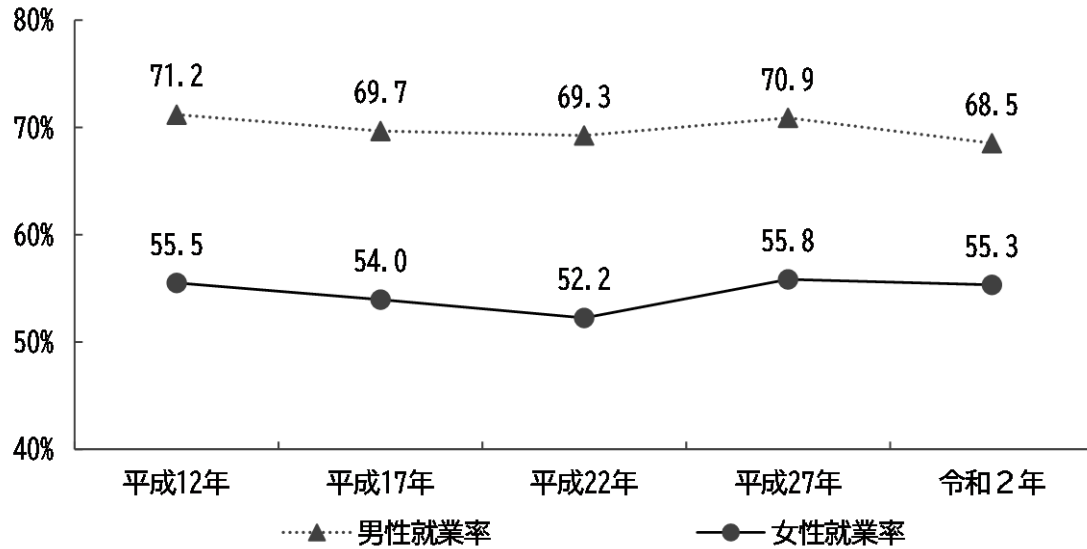
|      |      | 平成30年 | 令和元年  | 令和２年  | 令和３年  | 令和４年  |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 波佐見町 | 婚姻件数 | 58    | 51    | 61    | 53    | 29    |
|      | 離婚件数 | 19    | 22    | 15    | 22    | 23    |
| 長崎県  | 婚姻件数 | 5,394 | 5,472 | 4,900 | 4,704 | 4,410 |
|      | 離婚件数 | 2,050 | 2,126 | 1,976 | 1,825 | 1,751 |

資料：厚生労働省「人口動態調査」

## (7) 男女別就業率の推移

男女別就業率の推移をみると、男性は70%前後、女性は50%台で推移しています。  
長崎県と比較すると、令和2年の就業率は、男性、女性ともに長崎県を上回っています。

### ■男女別就業率の推移



資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

(単位：%、人)

|         |    | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  | 長崎県<br>(令和2年) |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 就業率     | 男性 | 71.2  | 69.7  | 69.3  | 70.9  | 68.5  | 62.3          |
|         | 女性 | 55.5  | 54.0  | 52.2  | 55.8  | 55.3  | 47.5          |
| 就業者数    | 男性 | 4,220 | 4,186 | 4,214 | 4,261 | 3,903 | 327,395       |
|         | 女性 | 3,783 | 3,776 | 3,654 | 3,804 | 3,641 | 290,312       |
| 15歳以上人口 | 男性 | 5,926 | 6,009 | 6,084 | 6,010 | 5,695 | 525,634       |
|         | 女性 | 6,815 | 6,998 | 6,994 | 6,813 | 6,579 | 610,796       |

資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

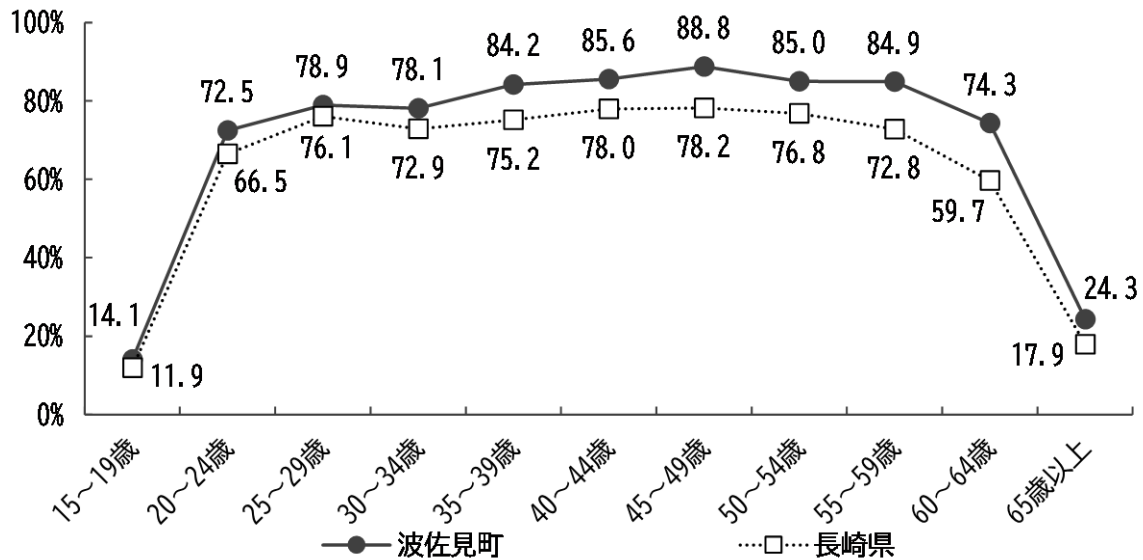
## (8) 女性の年齢別就業率

令和2年の女性の年齢別就業率をみると、35歳から59歳までの層で8割を超えています。

長崎県と比較すると、令和2年の女性の年齢別就業率は、全ての年齢層で長崎県を上回っています。

平成27年と令和2年を比較すると、20～24歳から30～34歳、40～44歳、50～54歳で平成27年を下回っています。

■女性の年齢別就業率



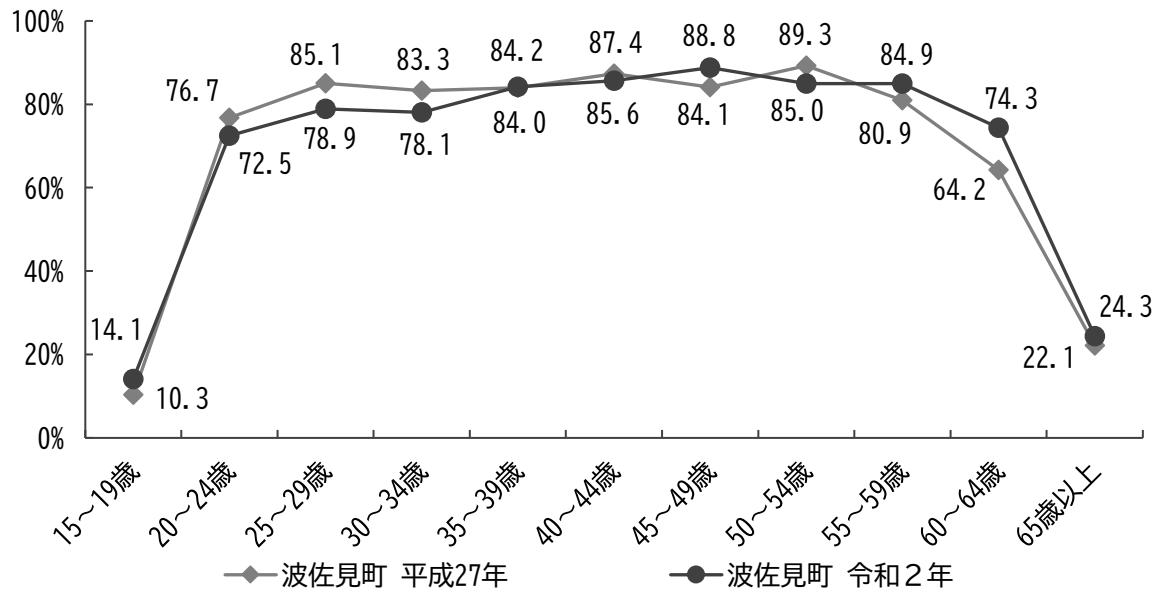
資料：「令和2年国勢調査」（10月1日現在）

(単位：％、人)

| 就業<br>者数 |      | 15～<br>19歳 | 20～<br>24歳 | 25～<br>29歳 | 30～<br>34歳 | 35～<br>39歳 | 40～<br>44歳 | 45～<br>49歳 | 50～<br>54歳 | 55～<br>59歳 | 60～<br>64歳 | 65歳<br>以上 |
|----------|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 構成比      | 波佐見町 | 14.1       | 72.5       | 78.9       | 78.1       | 84.2       | 85.6       | 88.8       | 85.0       | 84.9       | 74.3       | 24.3      |
|          | 長崎県  | 11.9       | 66.5       | 76.1       | 72.9       | 75.2       | 78.0       | 78.2       | 76.8       | 72.8       | 59.7       | 17.9      |
| 実数       | 波佐見町 | 47         | 171        | 217        | 278        | 352        | 369        | 396        | 368        | 400        | 400        | 643       |
|          | 長崎県  | 3,362      | 15,948     | 19,156     | 21,817     | 26,552     | 30,651     | 34,863     | 32,630     | 31,994     | 28,627     | 44,712    |

資料：「令和2年国勢調査」（10月1日現在）

## 第2章 波佐見町子ども・子育て家庭に関する現状



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

（単位：％、人）

|      |       | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 就業率  | 令和2年  | 14.1   | 72.5   | 78.9   | 78.1   | 84.2   | 85.6   | 88.8   | 85.0   | 84.9   | 74.3   | 24.3  |
|      | 平成27年 | 10.3   | 76.7   | 85.1   | 83.3   | 84.0   | 87.4   | 84.1   | 89.3   | 80.9   | 64.2   | 22.1  |
|      | 平成22年 | 12.5   | 74.7   | 75.1   | 76.0   | 80.2   | 79.1   | 87.4   | 85.3   | 75.1   | 60.5   | 14.5  |
|      | 平成17年 | 12.7   | 78.0   | 83.2   | 75.6   | 75.6   | 85.4   | 86.0   | 84.2   | 76.7   | 50.5   | 15.6  |
|      | 平成12年 | 12.2   | 81.5   | 73.1   | 73.3   | 77.6   | 88.0   | 85.5   | 81.7   | 76.0   | 48.9   | 17.4  |
| 就業者数 | 令和2年  | 47     | 171    | 217    | 278    | 352    | 369    | 396    | 368    | 400    | 400    | 643   |
|      | 平成27年 | 37     | 201    | 302    | 344    | 351    | 394    | 365    | 425    | 446    | 388    | 551   |
|      | 平成22年 | 47     | 236    | 298    | 298    | 369    | 360    | 424    | 458    | 446    | 374    | 344   |
|      | 平成17年 | 59     | 276    | 331    | 338    | 337    | 403    | 459    | 506    | 481    | 247    | 339   |
|      | 平成12年 | 58     | 290    | 313    | 304    | 361    | 462    | 520    | 518    | 371    | 255    | 331   |

資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

### 3 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状

#### (1) 教育・保育施設の状況

##### ①利用児童数の推移

利用児童数及び就学前児童数は、減少傾向となっています。

##### ■利用児童数の推移

(単位：人)

|            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|------------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 認可保育所(※1)  | 287   | 288   | 278   | 278   | 270           |
| 幼稚園        | 0     | 2     | 1     | 0     | 0             |
| 認定こども園(※1) | 392   | 393   | 389   | 383   | 380           |
| 小規模保育事業者   | 0     | 1     | 0     | 1     | 1             |
| 合計         | 679   | 684   | 668   | 662   | 651           |
| 就学前児童数     | 760   | 753   | 728   | 682   | 722           |

※各年度3月末現在

※1) 認可保育所等の児童数は広域で町外保育含む(管外除く)。

##### ②認可保育所の利用状況

認可保育所入所児童数は260人前後で推移しており、定員を上回った受入れ超過の状態は続いています。

##### ■認可保育所の利用状況

(単位：か所、年齢、人)

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 施設数       | 3     | 3     | 3     | 3     | 3             |
| 対象児童      | 0～5歳児 |       |       |       |               |
| 定員(※1)    | 230   | 230   | 230   | 235   | 235           |
| 入所児童数(※2) | 262   | 265   | 265   | 266   | 253           |
| 広域(※3)    | 25    | 23    | 13    | 12    | 17            |
| 管外(※4)    | 12    | 17    | 17    | 15    | 12            |

※各年度3月末現在

※1) 定員は利用定員で記載

※2) 入所児童数は町内の方が町内の保育利用者

※3) 広域は波佐見町の方が広域で町外の保育利用者

※4) 管外は町外から波佐見町の保育利用者

### ③幼稚園の利用状況

本町において幼稚園の利用実績はありません。

### ④認定こども園の利用状況

認定こども園の入園児童数は370人前後で推移しており、令和5、6年度は定員を減らしています。

#### ■認定こども園の利用状況（全体）

（単位：か所、年齢、人）

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>（見込） |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 施設数       | 2     | 2     | 2     | 2     | 2             |
| 対象児童      | 0～5歳児 |       |       |       |               |
| 定員（※1）    | 405   | 405   | 405   | 360   | 350           |
| 入所児童数（※2） | 371   | 376   | 376   | 364   | 369           |
| 広域（※3）    | 21    | 17    | 13    | 19    | 19            |
| 管外（※4）    | 9     | 6     | 10    | 17    | 16            |

※各年度3月末現在

※1）定員は利用定員で記載

※2）入所児童数は町内の方が町内の保育利用者

※3）広域は波佐見町の方が広域で町外の保育利用者

※4）管外は町外から波佐見町の保育利用者

■認定こども園の利用状況（1号認定）

（単位：か所、年齢、人）

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 施設数       | 2     | 2     | 2     | 2     | 2             |
| 対象児童      | 3～5歳児 |       |       |       |               |
| 定員（※1）    | 145   | 145   | 145   | 120   | 120           |
| 入所児童数（※2） | 145   | 146   | 147   | 126   | 133           |
| 広域（※3）    | 2     | 3     | 1     | 8     | 9             |
| 管外（※4）    | 2     | 5     | 4     | 5     | 4             |

※各年度3月末現在

※1）定員は利用定員で記載

※2）入所児童数は町内の方が町内の保育利用者

※3）広域は波佐見町の方が広域で町外の保育利用者

※4）管外は町外から波佐見町の保育利用者

■認定こども園の利用状況（2号認定・3号認定）

（単位：か所、年齢、人）

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 施設数       | 2     | 2     | 2     | 2     | 2             |
| 対象児童      | 0～5歳児 |       |       |       |               |
| 定員（※1）    | 260   | 260   | 260   | 240   | 230           |
| 入所児童数（※2） | 226   | 230   | 229   | 238   | 236           |
| 広域（※3）    | 19    | 14    | 12    | 11    | 10            |
| 管外（※4）    | 7     | 1     | 6     | 12    | 12            |

※各年度3月末現在

※1）定員は利用定員で記載

※2）入所児童数は町内の方が町内の保育利用者

※3）広域は波佐見町の方が広域で町外の保育利用者

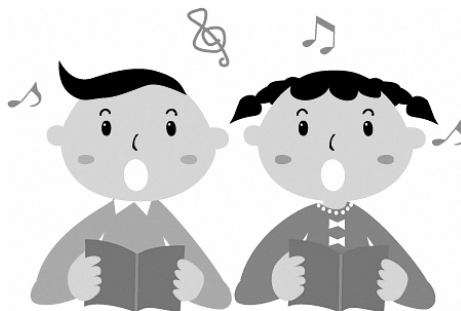
※4）管外は町外から波佐見町の保育利用者

⑤認定区分別利用児童数の推移（2号認定・3号認定）

■2号認定・3号認定区分利用児童数（全体）

（単位：人）

| 住んでいる所        | 預けている所 | 令和<br>2年度末 | 令和<br>3年度末 | 令和<br>4年度末 | 令和<br>5年度末 | 令和<br>6年度末<br>(見込) |
|---------------|--------|------------|------------|------------|------------|--------------------|
| 町内            | 町内管内   | 488        | 495        | 494        | 504        | 489                |
| 町内            | 町外広域   | 44         | 37         | 25         | 23         | 27                 |
| 町外            | 町内管外   | 19         | 18         | 23         | 27         | 24                 |
| 合計            |        | 551        | 550        | 542        | 554        | 540                |
| 内 町内の園に入所     |        | 507        | 513        | 517        | 531        | 513                |
| 内 町外に入所（広域保育） |        | 44         | 37         | 25         | 23         | 27                 |





**(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況****①時間外保育事業（延長保育事業）標準時間**

実利用人数は令和3年度には減少しましたが、令和4年度は増加し、その後280人前後で推移しています。

**■時間外保育事業（延長保育事業）標準時間の利用状況**

(単位：人)

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 実利用人数 | 296   | 255   | 281   | 281   | 277           |

※各年度3月末現在

**②時間外保育事業（延長保育事業）短時間**

実利用人数は40～50人台前後で推移しています。

**■時間外保育事業（延長保育事業）短時間の利用状況**

(単位：人)

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 実利用人数 | 54    | 48    | 49    | 59    | 61            |

※各年度3月末現在

**③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））**

年間平均児童数は減少していましたが、令和5年度は横ばいとなっています。

**■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））利用状況**

(単位：人、か所)

|             |                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|-------------|------------------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 年間平均<br>児童数 | げんきクラブ(2)        | 57    | 50    | 45    | 54    | 52            |
|             | E・Tクラブ(2)        | 73    | 65    | 62    | 64    | 61            |
|             | おいでおいで<br>ルーム(1) | 33    | 38    | 37    | 28    | 27            |
|             | 計(5)             | 163   | 153   | 144   | 146   | 140           |
| 開設か所数       |                  | 3 (5) | 3 (5) | 3 (5) | 3 (5) | 3 (5)         |

※各月初日の国庫補助算定児童数の平均

※開設か所数の( )内は支援単位数

**④子育て短期支援事業（ショートステイ）**

現在、本町では平成26年度より大村市にある養護施設「大村子供の家」に委託していますが、実績はありません。

### ⑤地域子育て支援拠点事業

延べ利用人数は令和3年度に増加しましたが、それ以降は減少し、令和6年度は増加する見込みです。

#### ■地域子育て支援拠点事業の利用状況

(単位：人日)

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 延べ利用人数 | 3,220 | 4,342 | 3,719 | 2,866 | 3,475         |

※各年度3月末現在

### ⑥一時預かり事業（一般型）

延べ利用人数は、令和3年度、令和4年度は100人を下回っていましたが、令和5年度は300人を超えています。

#### ■一時預かり事業（一般型）の利用状況

(単位：か所、人)

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 実施施設数  | 5     | 5     | 5     | 5     | 5             |
| 延べ利用人数 | 138   | 71    | 89    | 315   | 153           |

※各年度3月末現在

### ⑦一時預かり事業（幼稚園型）

平日の延べ利用人数は、令和3年度に増加しましたが、それ以外は13,000人台で推移しています。

#### ■一時預かり事業（幼稚園型）の利用状況

(単位：か所、人)

|            |         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度<br>(見込) |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 実施施設数      |         | 2      | 2      | 2      | 2      | 2             |
| 延べ利用<br>人数 | 平日      | 13,619 | 14,133 | 13,590 | 13,809 | 13,880        |
|            | 休日の在園児数 | 1,097  | 1,296  | 1,051  | 908    | 864           |
|            | 長期休業日   | 1,404  | 2,741  | 2,677  | 2,426  | 3,101         |

※各年度3月末現在

## ⑧妊婦健康診査・乳幼児健康診査事業

妊婦、乳幼児健康診査については、下記事業が実施されており、対象者の9割前後の方が受診しています。

## ■妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施状況

(単位：人、%)

|                      |                          |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|----------------------|--------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 妊婦<br>健診             | 対象者：母子手帳交付<br>数×妊婦健診14回分 |     | 1,750 | 1,470 | 1,092 | 1,232 | 1,400         |
|                      | 受診者：妊婦健診<br>受診者          |     | 1,493 | 1,199 | 1,213 | 1,010 | 1,190         |
|                      | 受診率                      |     | 85.3  | 81.6  | 90.0  | 82.0  | 85.0          |
| 乳児<br>健康<br>診査<br>一般 | 3～5か月<br>健診              | 受診率 | 79.6  | 87.5  | 76.3  | 90.1  | 80.0          |
|                      | 9～12か月<br>健診             | 受診率 | 56.0  | 44.2  | 49.1  | 60.7  | 60.0          |
| 幼児<br>健診<br>一般       | 1歳6か月<br>健診              | 受診率 | 97.8  | 98.4  | 100.0 | 98.1  | 100.0         |
|                      | 3歳児健診                    | 受診率 | 98.3  | 98.6  | 93.1  | 100.0 | 100.0         |
| 2歳児歯科健診              |                          | 受診率 | 94.1  | 94.5  | 95.6  | 100.0 | 100.0         |
| 5歳児発達健診              |                          | 受診率 | 95.8  | 100.0 | 95.6  | 97.2  | 100.0         |

※各年度3月末現在

## ⑨乳児家庭全戸訪問事業

訪問件数は減少傾向となっています。

## ■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(単位：件、人)

|                       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 保健師と保育士が訪問した<br>件数の合計 | 116   | 120   | 109   | 92    | 89            |
| 保育士訪問人数               | 45    | 39    | 54    | 32    | 30            |

※各年度3月末現在

## ⑩養育支援訪問事業

訪問家庭数は年度により0軒か1軒で推移しています。

### ■養育支援訪問事業の実施状況

(単位：軒、件)

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 訪問家庭数  | 1     | 0     | 0     | 1     | 0             |
| 延べ訪問件数 | 15    | 0     | 0     | 3     | 0             |

※各年度3月末現在

## ⑪病児・病後児保育事業

令和3年度から西九州させば広域都市圏内の施設を利用した延べ人数で、増加が続いており、令和5年度は21人となっていますが、令和6年度では減少する見込みとなっています。

### ■病児・病後児保育事業利用状況

(単位：人日)

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(見込) |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 延べ利用人数 | 2     | 8     | 10    | 21    | 10            |

※各年度3月末現在

※西九州させば広域都市圏は、本町のほか、佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町で形成しています。



## 4 ニーズ調査（アンケート調査）結果の概要

### （１）調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の２種類のアンケート調査を実施しました。

#### ① 就学前児童のいる世帯

○調査対象：波佐見町在住の就学前児童がいる家庭の保護者

○調査期間：令和６年１月１７日～令和６年２月５日

○調査方法：郵送配布・回収、WEB 回答

○配布・回収：

（単位：票、％）

| 配布数 | 回収数                 | 回収率  |
|-----|---------------------|------|
| 400 | 232<br>(WEB 入力 106) | 58.0 |

#### ② 小学生のいる世帯

○調査対象：波佐見町在住の小学生がいる家庭の保護者

○調査期間：令和６年１月１７日～令和６年２月５日

○調査方法：郵送配布・回収、WEB 回答

○配布・回収：

（単位：票、％）

| 配布数 | 回収数                 | 回収率  |
|-----|---------------------|------|
| 405 | 241<br>(WEB 入力 123) | 59.5 |

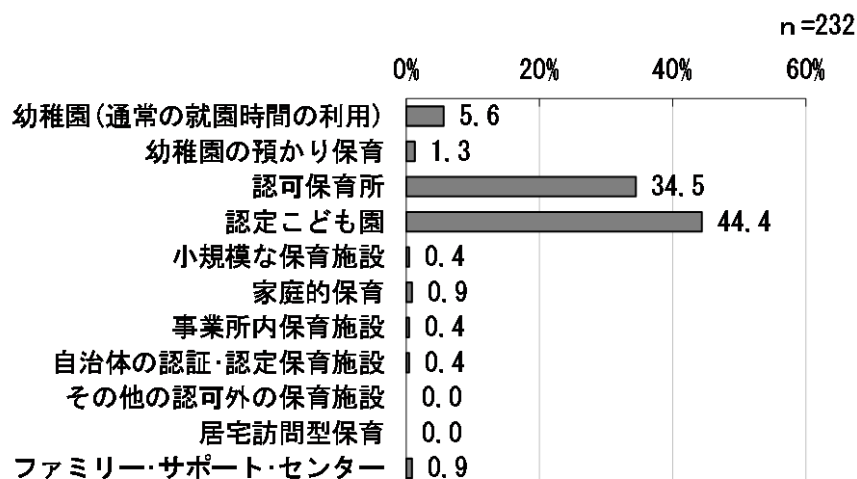
※百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100％として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位までを表記します。このため、全ての割合の合計が 100％にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が 100％を超えることがあります。

## (2) 就学前児童の調査結果

### ① 「定期的な」教育・保育事業の利用について

#### ○「定期的な」教育・保育事業の利用状況

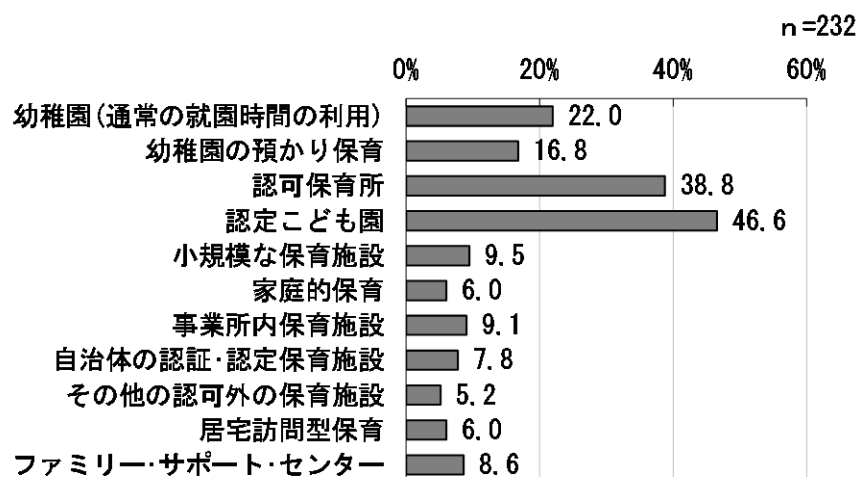
現在定期的に利用している教育・保育事業については、「認定こども園」が44.4%と最も高く、次いで「認可保育所」が34.5%となっています。



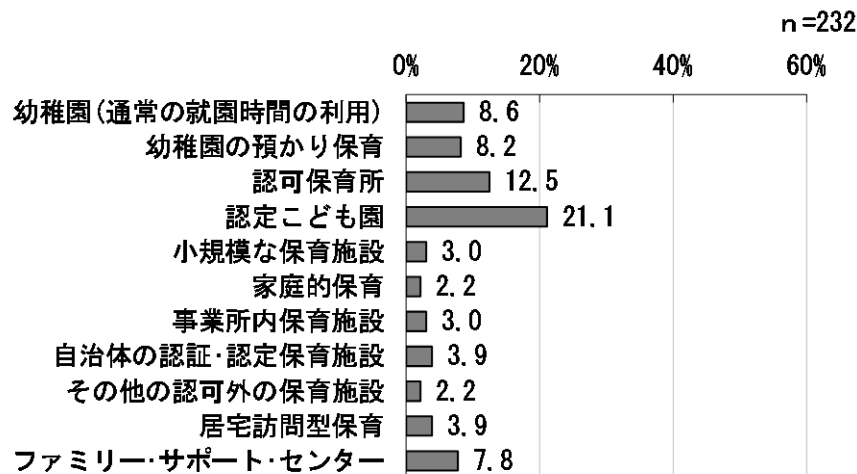
#### ○今後、定期的に利用したい教育・保育事業

現在の利用有無に関わらず、今後「平日」に定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が46.6%と最も高く、次いで「認可保育所」が38.8%、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が22.0%、「幼稚園の預かり保育」が16.8%となっています。「お子さんの長期休暇期間中」は「平日」と同じ順位となっていますが、「土曜日」では「認可保育所」が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」、「幼稚園の預かり保育」となっています。「日曜・祝日」は、「ファミリー・サポート・センター」が最も高く、次いで「認可保育所」、「認定こども園」、「居宅訪問型保育」となっています。

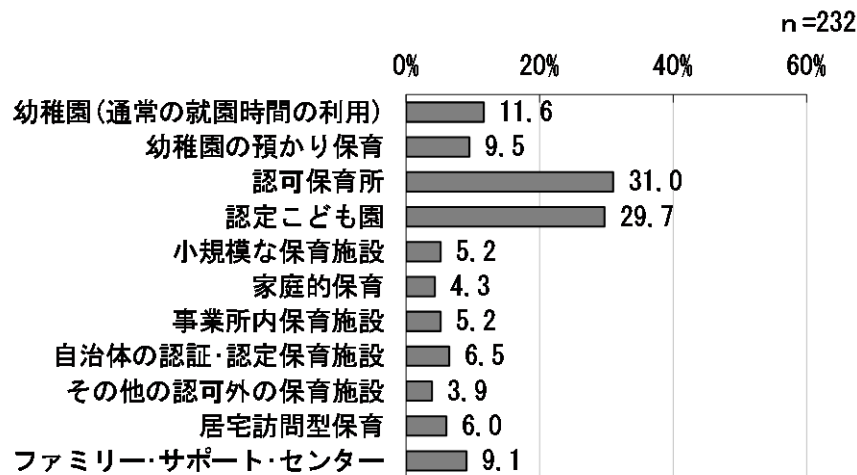
#### 【平日】



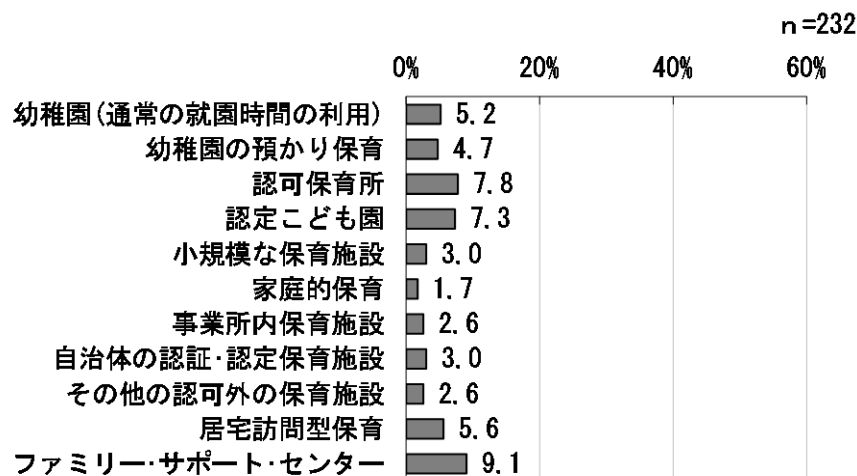
## 【お子さんの長期休暇期間中】



## 【土曜日】



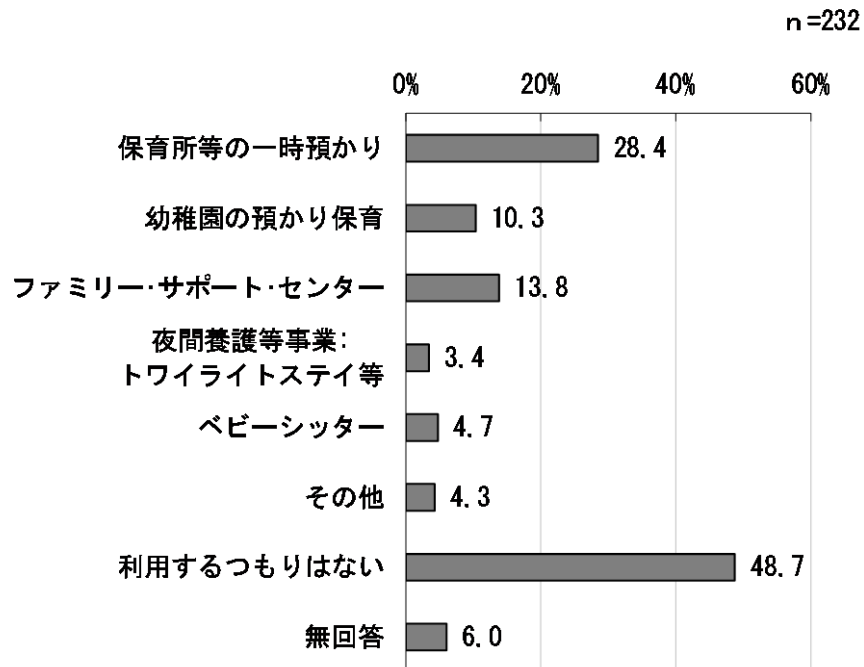
## 【日曜・祝日】



## ② 「不定期的」教育・保育事業の利用について

### ○今後、不定期的に利用したい教育・保育事業の有無

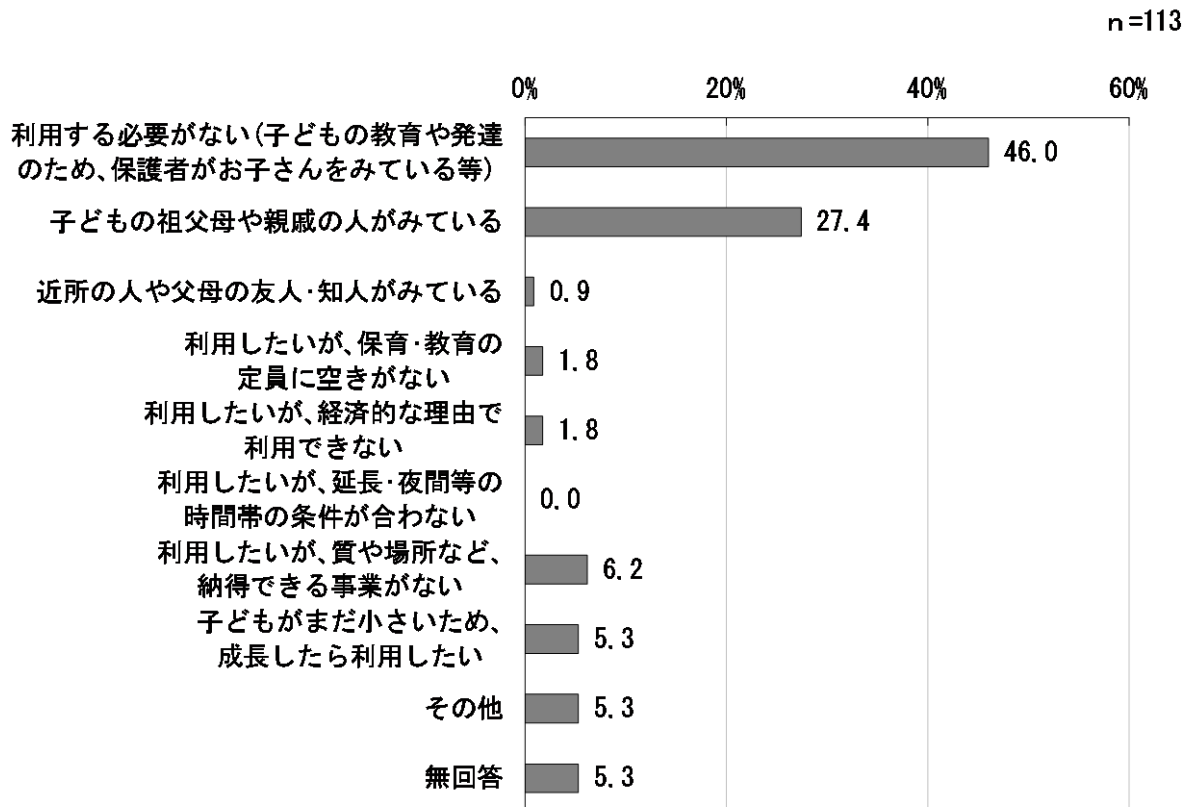
今後、不定期的に利用したい教育・保育事業の有無については、「利用するつもりはない」が48.7%と5割近くとなっており、次いで「保育所等の一時預かり」が28.4%となっています。





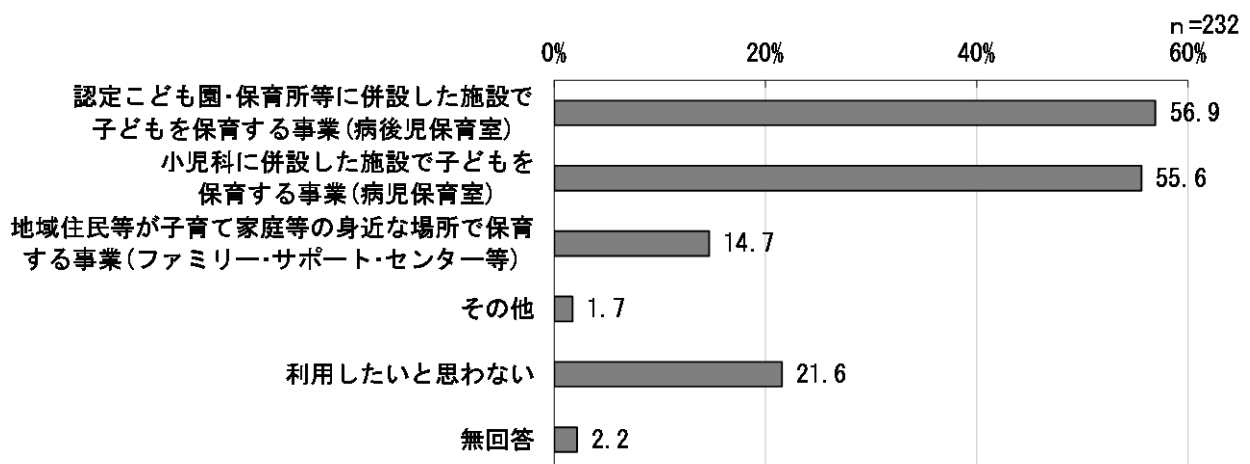
## ○不定期的な教育・保育事業の利用を希望しない理由

不定期的な教育・保育事業の利用を希望しない理由は、「利用する必要がない(子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等)」が46.0%と最も高く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が27.4%となっています。



## ③ 子どもが病気の際の対応について

子どもが病気や病気の回復期等の際利用したい教育・保育事業については、「認定こども園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業(病後児保育室)」が56.9%、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業(病児保育室)」が55.6%となっています。

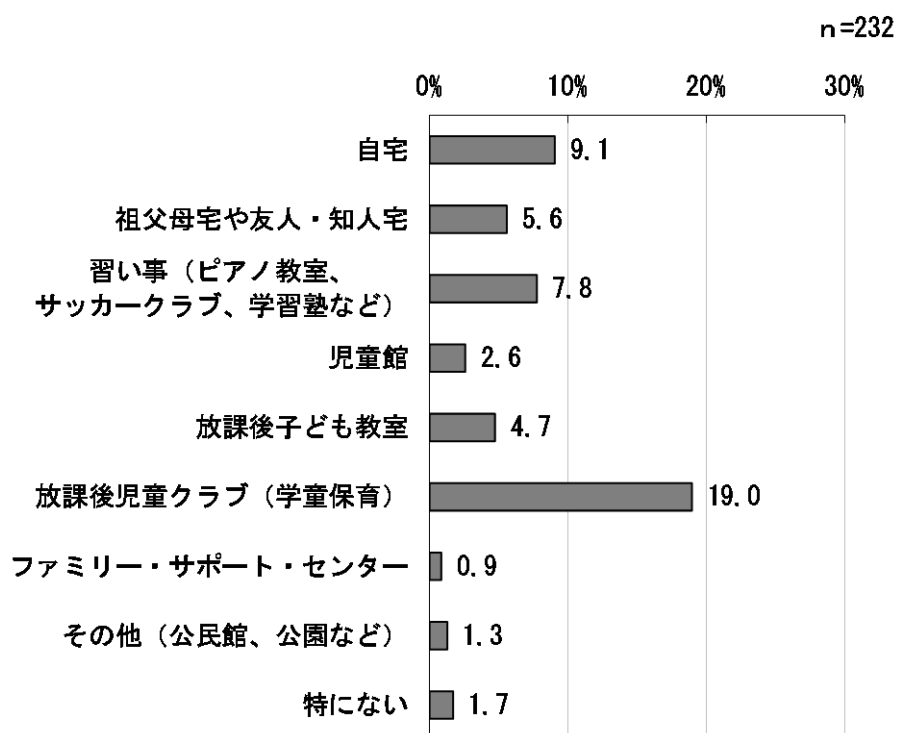


④ 小学校就学後の放課後や休日の過ごし方（子どもが5歳以上である方のみ）

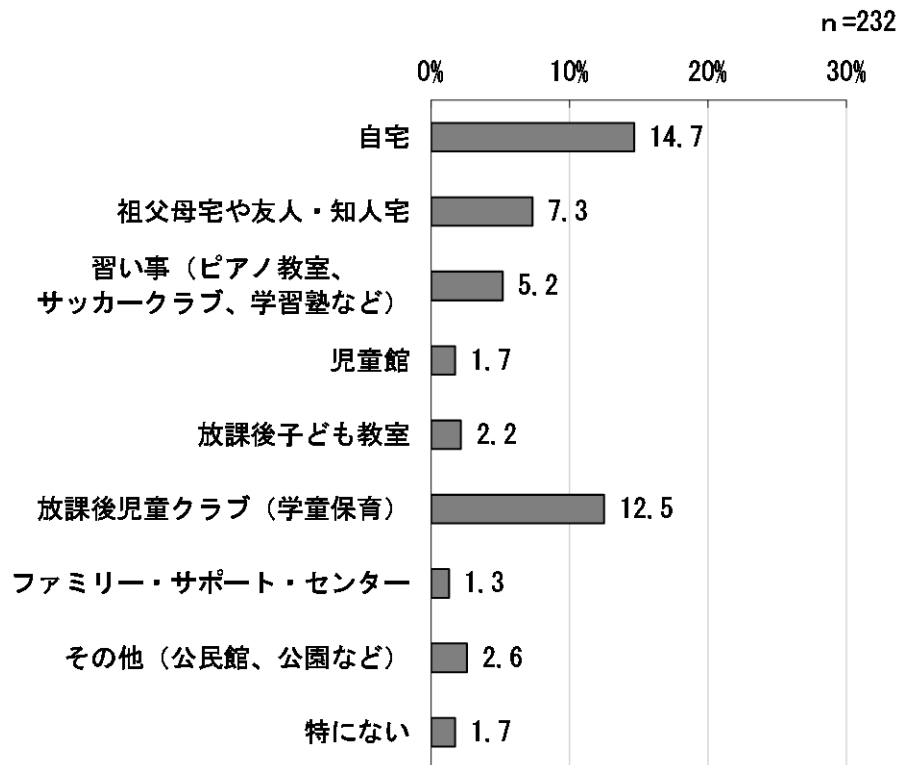
子どもが小学校に入学した後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「放課後児童クラブ（学童保育）」が19.0%と最も高く、次いで「自宅」が9.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が7.8%となっています。

また、土曜日、日曜・祝日にどのような場所で過ごさせたいと思うかについては、「土曜日」は「自宅」が14.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が12.5%となっています。日曜・祝日も「自宅」が18.5%と最も高く、次いで、「祖父母宅や友人・知人宅」が8.6%となっています。

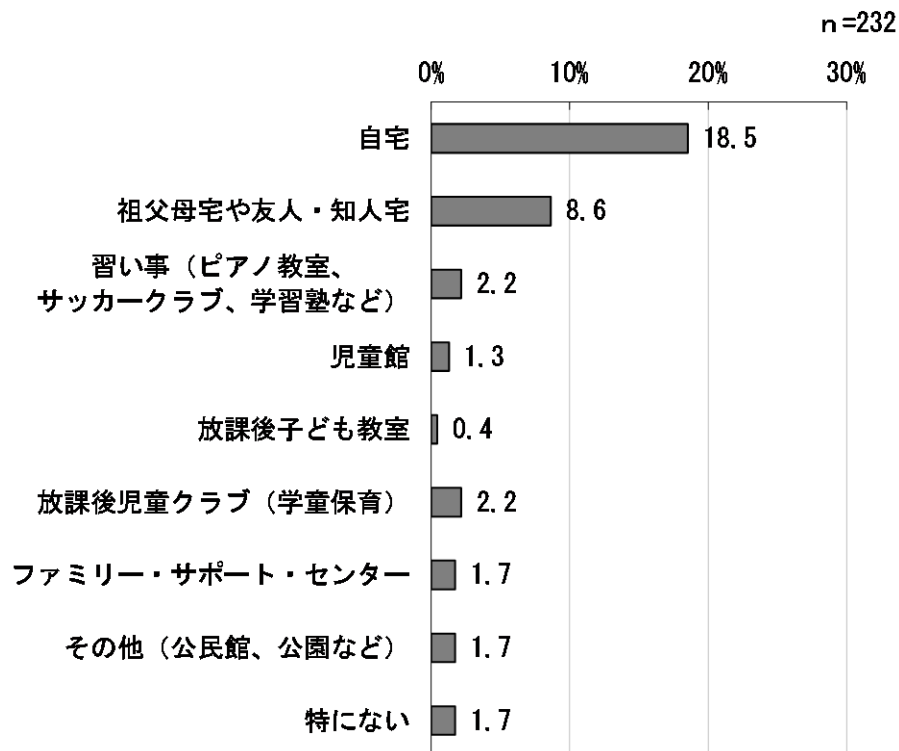
【放課後】



【土曜日】



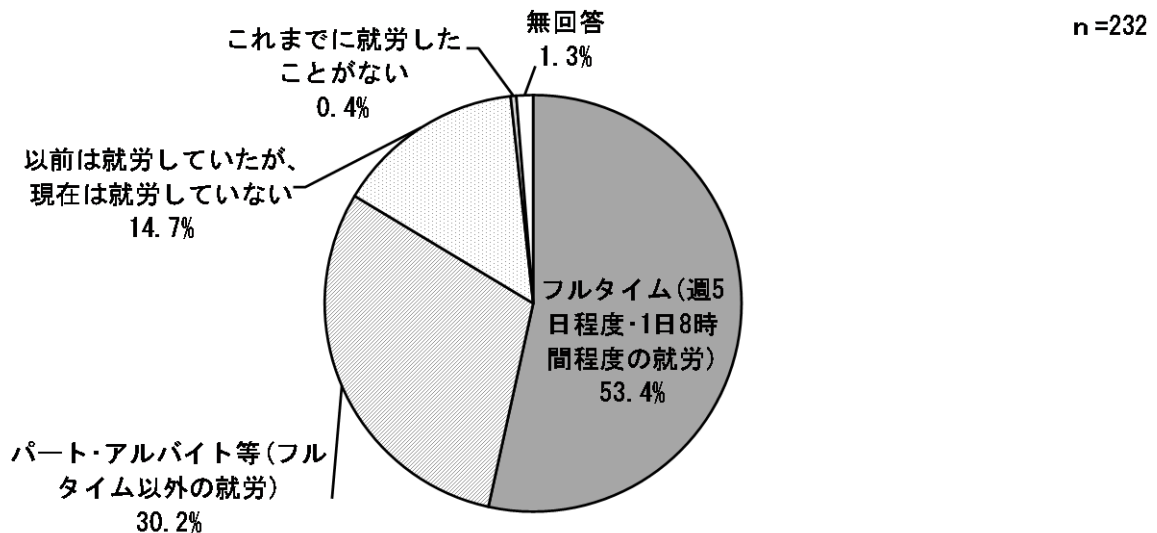
【日曜・祝日】



## ⑤ 保護者の就労状況について

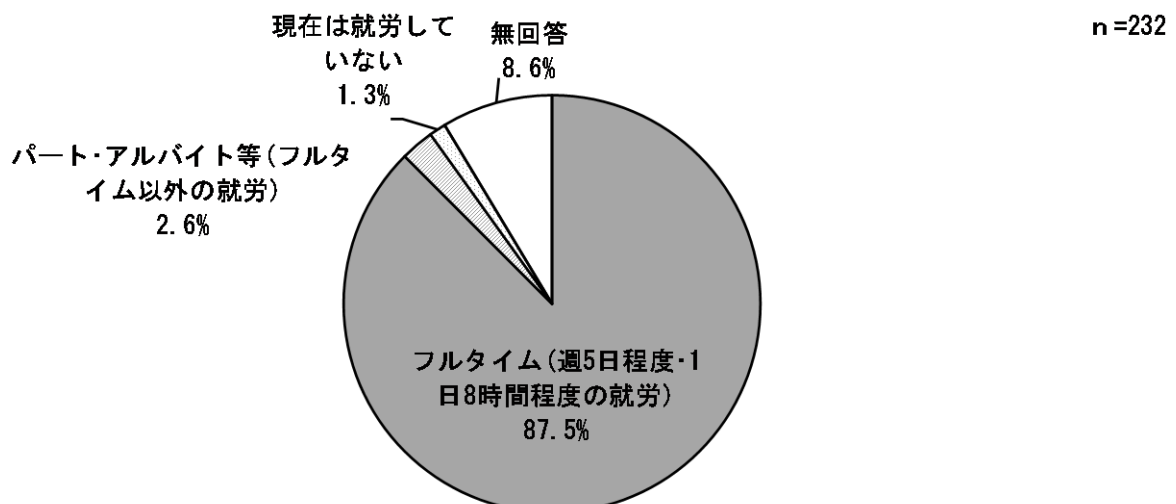
### ○母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）」が53.4%と最も高く過半数を占めています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が30.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が14.7%となっています。



### ○父親の就労状況

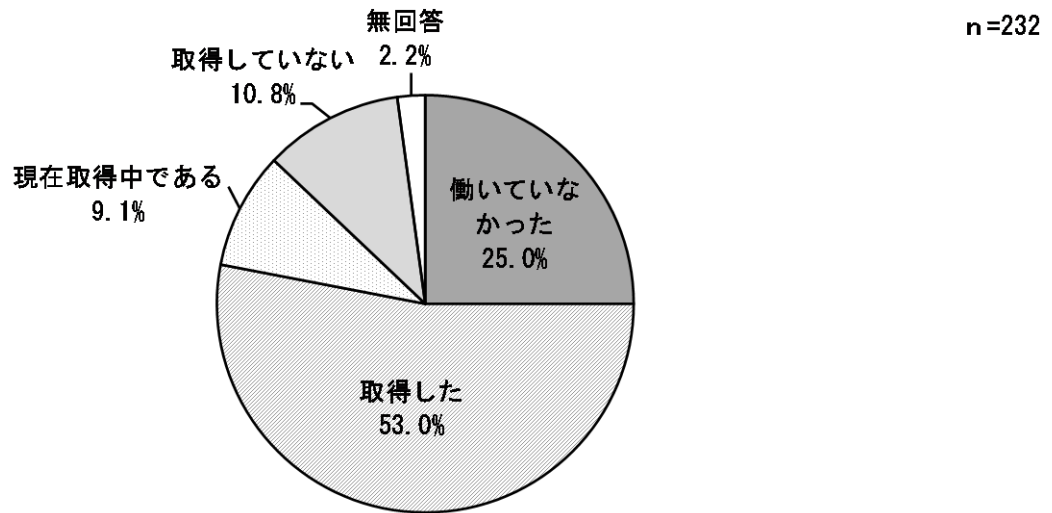
父親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）」が87.5%と最も高く大多数を占めています。



## ⑥ 育児休暇の取得について

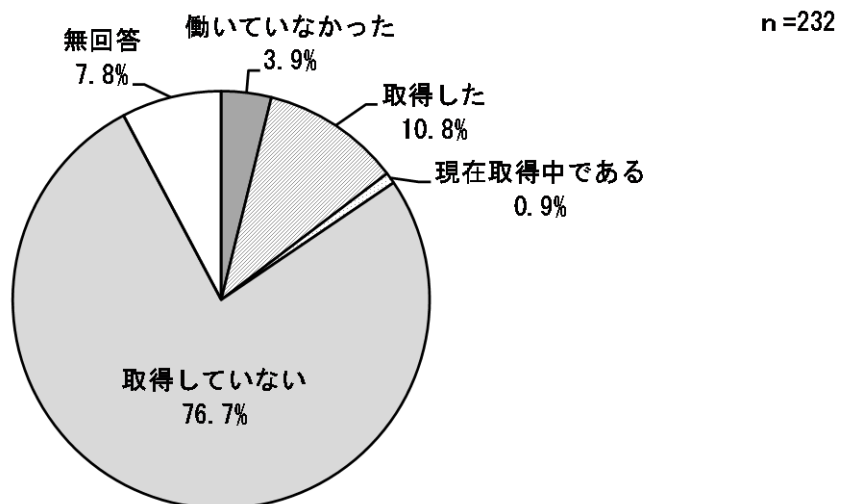
### ○母親の育児休暇の取得状況

子どもが生まれた時、母親が育児休業を取得したかについては、「取得した」が53.0%と過半数を占め、次いで「働いていなかった」が25.0%、「取得していない」が10.8%、「現在取得中である」が9.1%となっています。



### ○父親の育児休暇の取得状況

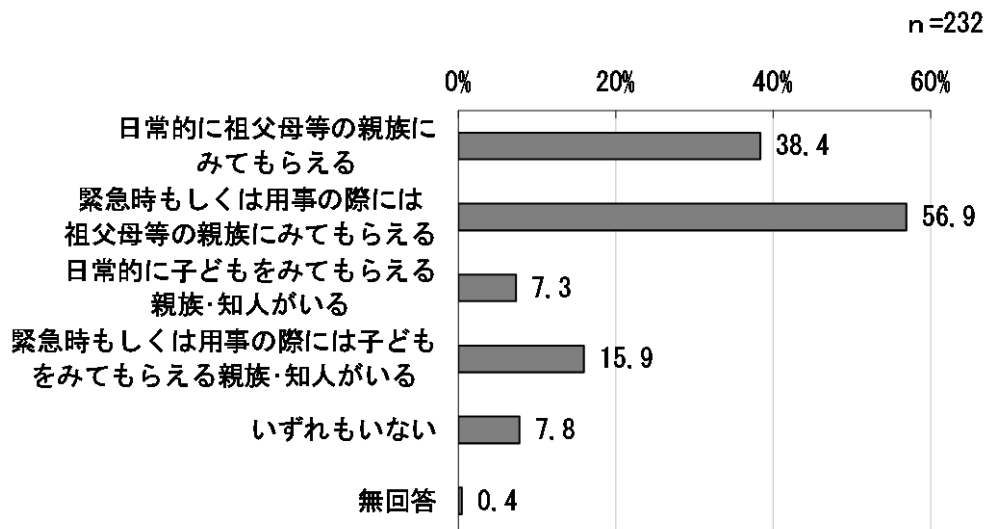
子どもが生まれた時、父親が育児休業を取得したかについては、「取得していない」が76.7%と最も高く、次いで「取得した」が10.8%、「働いていなかった」が3.9%、「現在取得中である」が0.9%となっています。



### ⑦ 子どもの育ちを巡る環境について

#### ○日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

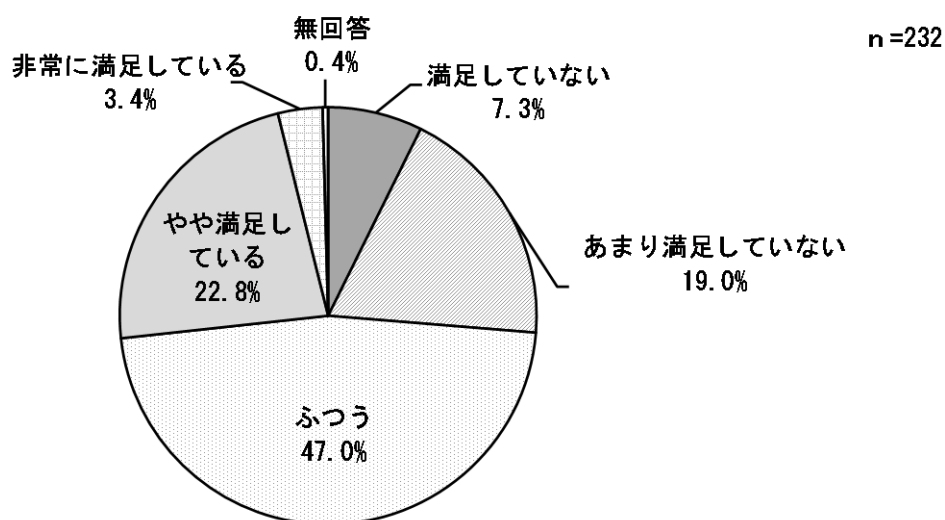
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が56.9%と過半数を占め、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が38.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる親族・知人がいる」が15.9%となっています。



### ⑧ 波佐見町の子育て環境や支援について

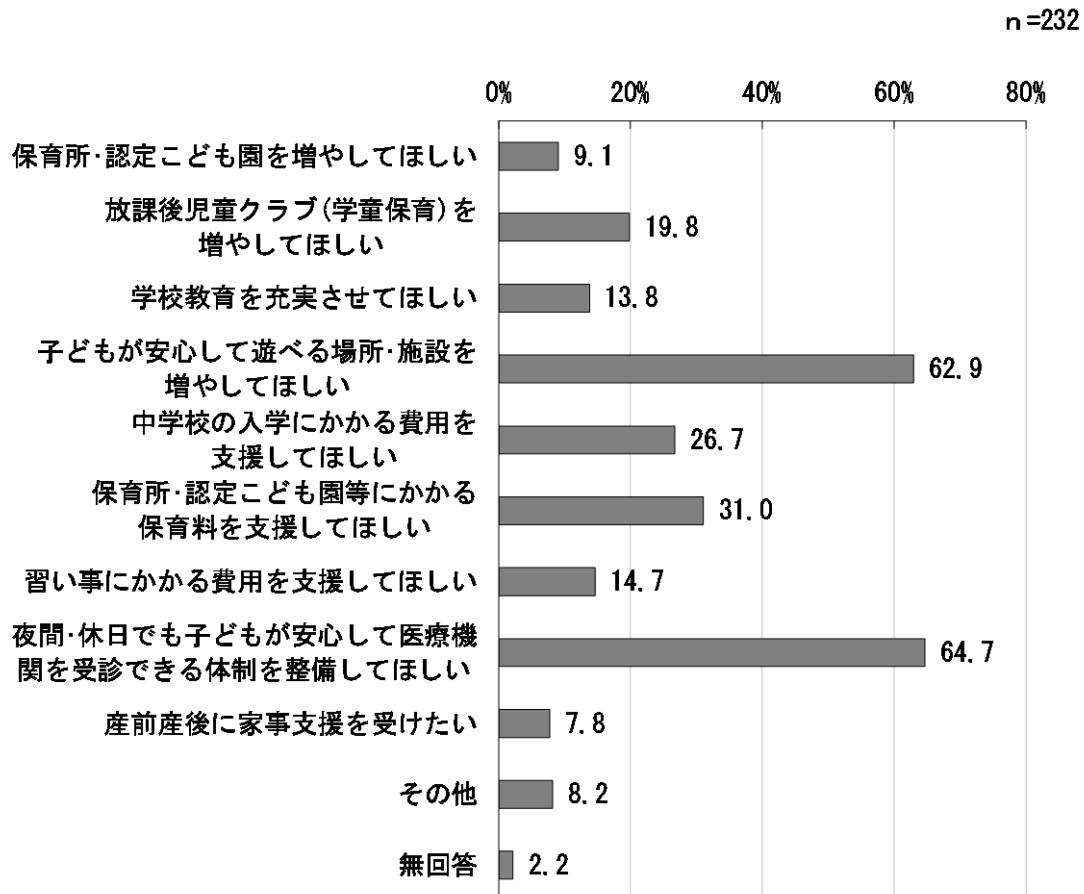
#### ○波佐見町の子育て環境や支援への満足度

波佐見町の子育て環境や支援への満足度については、「ふつう」が47.0%と最も高く、次いで「やや満足している」が22.8%、「あまり満足していない」が19.0%となっています。



## ○子育て支援について特に希望すること

子育て支援について特に希望することとしては、「夜間・休日でも子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が64.7%と最も高く、次いで「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が62.9%、「保育所・認定こども園等にかかる保育料を支援してほしい」が31.0%、「中学校の入学にかかる費用を支援してほしい」が26.7%となっています。

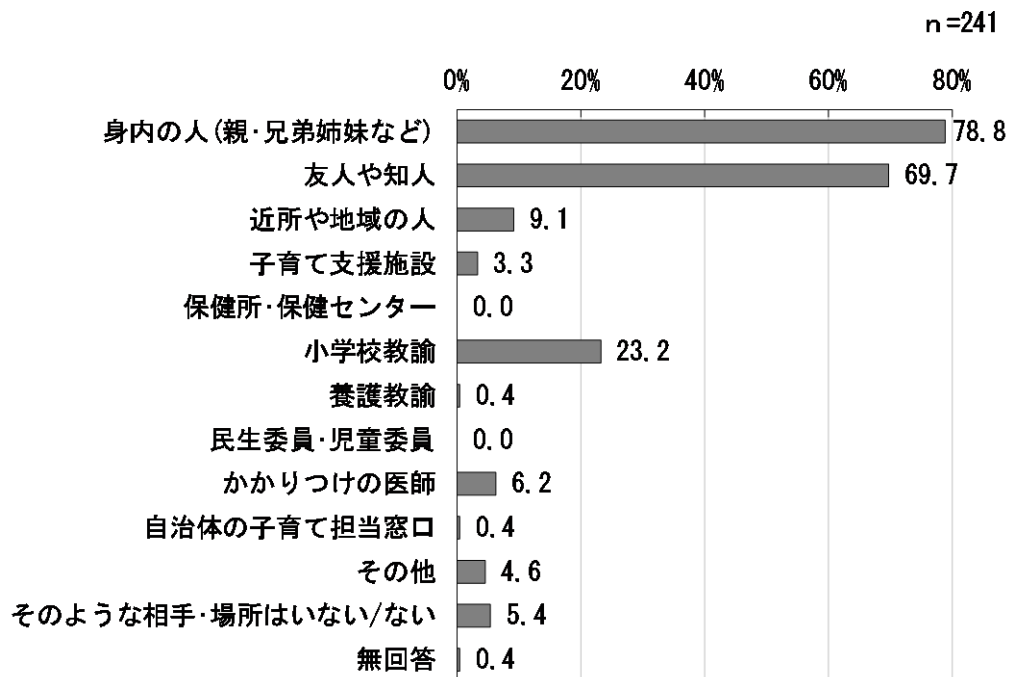


### （３）小学生児童の調査結果

#### ① 子どもの育ちを巡る環境について

○子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所については、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が78.8%と最も高く、次いで「友人や知人」が69.7%、「小学校教諭」が23.2%となっています。

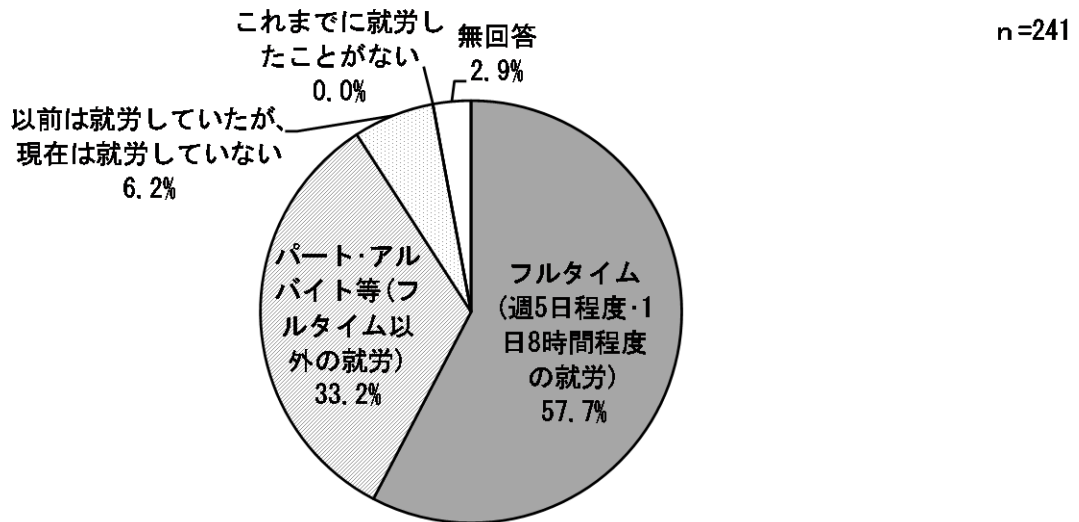




## ② 保護者の就労状況について

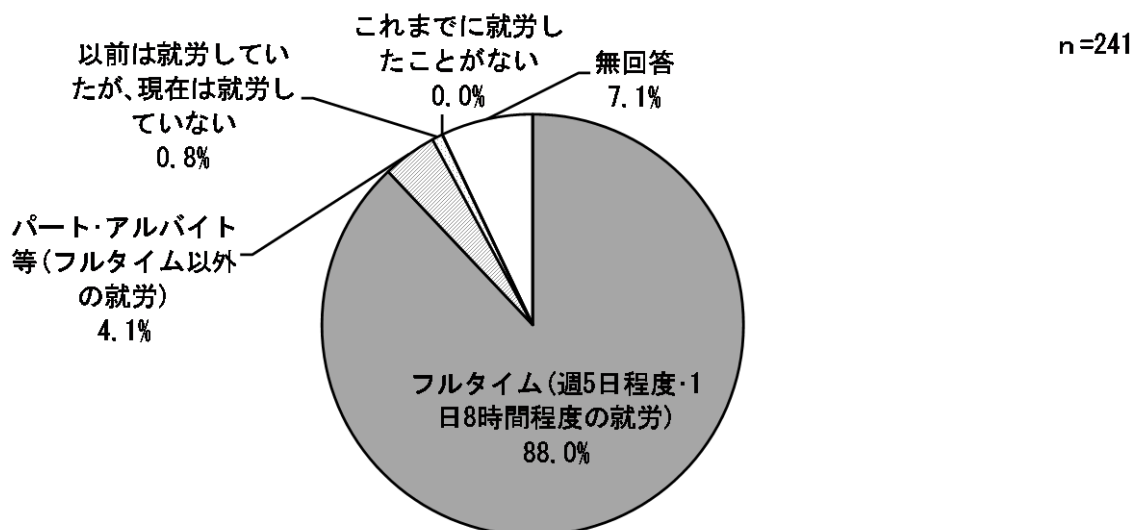
### ○母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)」が57.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等(フルタイム以外の就労)」が33.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が6.2%となっています。



### ○父親の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度の就労)」が88.0%と最も高く、大多数を占めています。

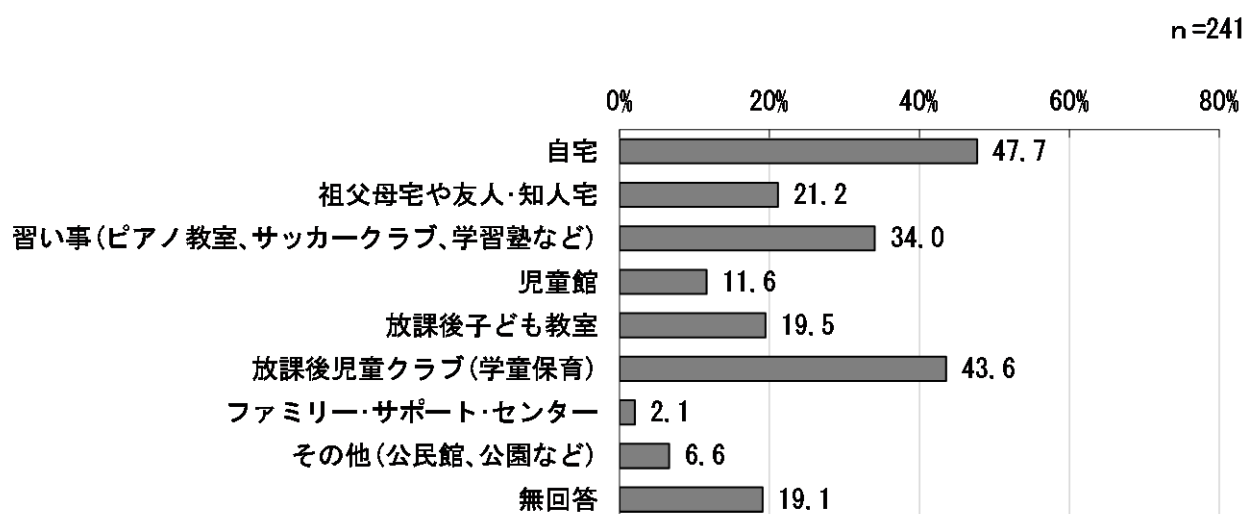


### ③ 放課後の過ごし方について

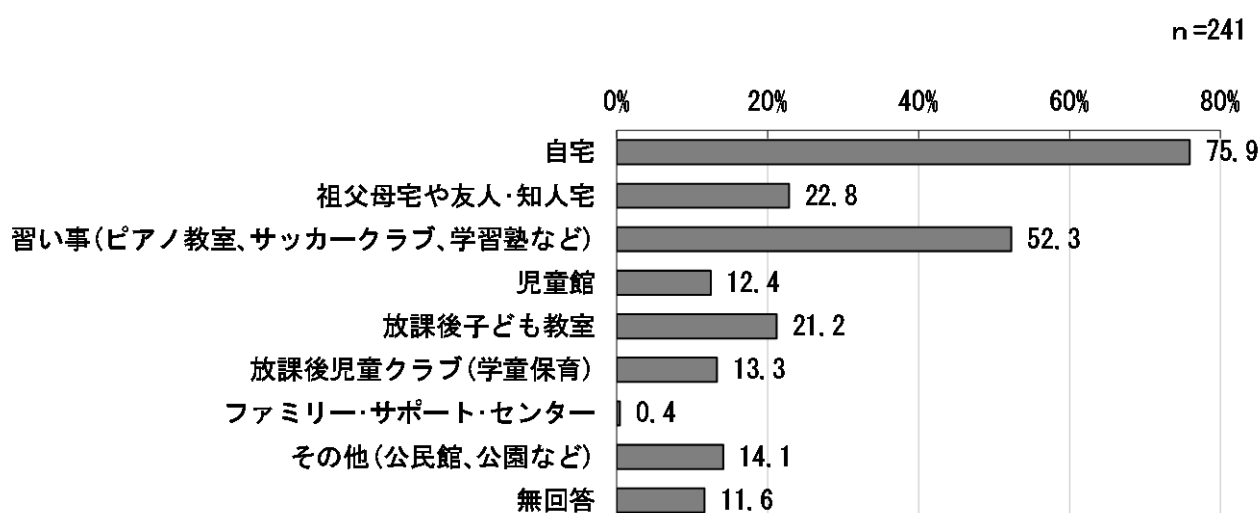
#### ○放課後の時間を過ごさせたい場所

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、1～3年生時においては「自宅」が47.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が43.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が34.0%となっています。4～6年生時には「自宅」が75.9%と大多数を占めており、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が52.3%となっています。

#### 【1～3年生】



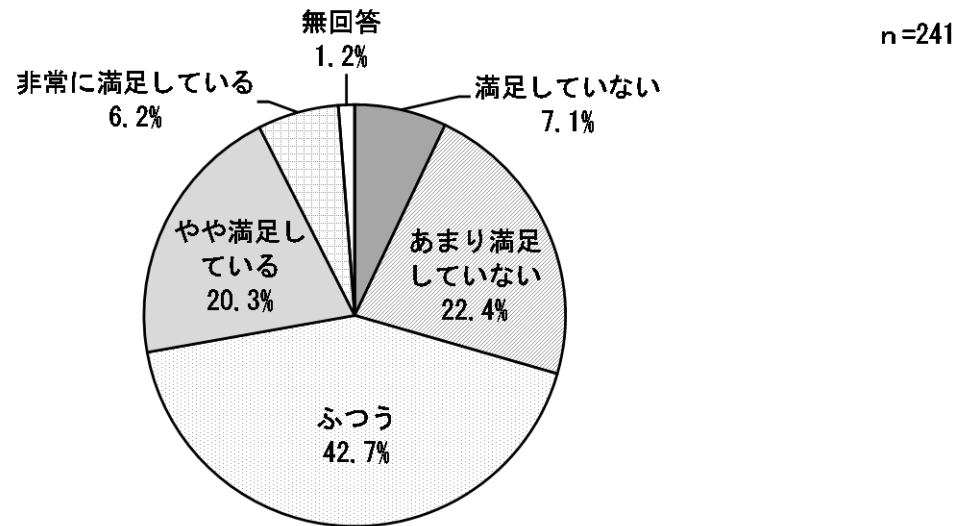
#### 【4～6年生】



#### ④ 波佐見町の子育て環境や支援について

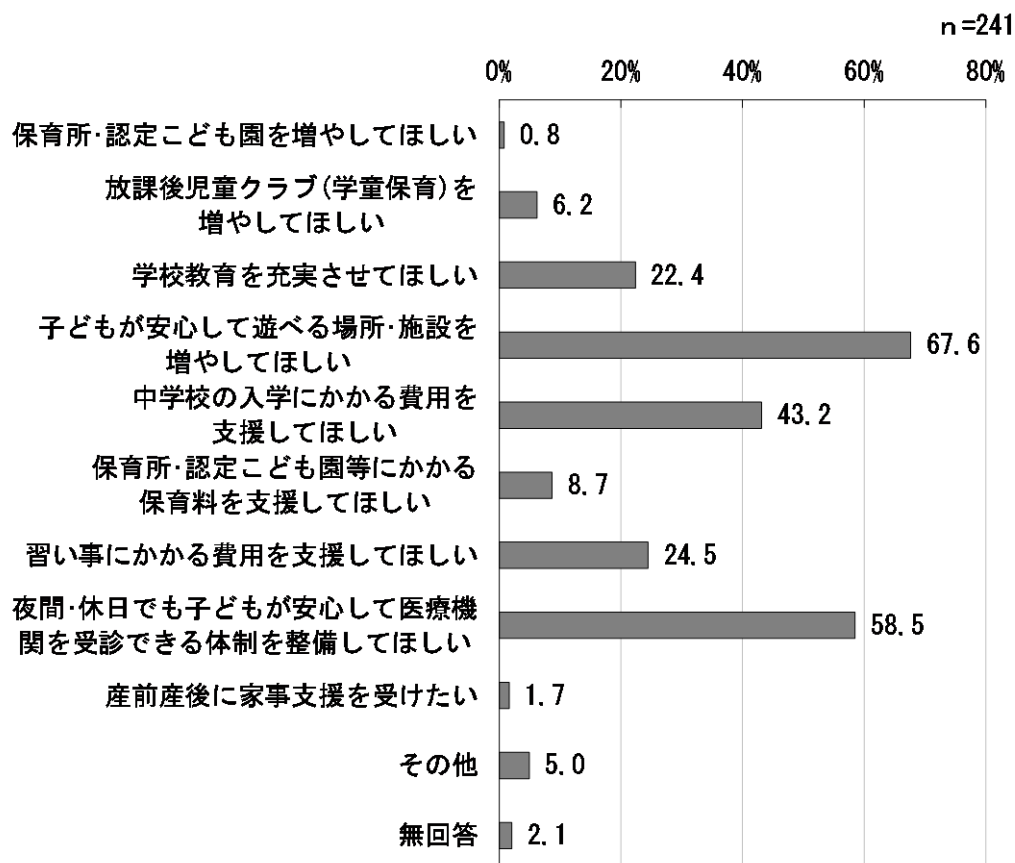
##### ○波佐見町の子育て環境や支援への満足度

波佐見町の子育て環境や支援への満足度については、「ふつう」が42.7%と最も高く、次いで「あまり満足していない」が22.4%、「やや満足している」が20.3%となっています。



○子育て支援について特に希望すること

子育て支援について特に希望することとしては、「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が67.6%と最も高く、次いで「夜間・休日でも子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が58.5%、「中学校の入学にかかる費用を支援してほしい」が43.2%、「習い事にかかる費用を支援してほしい」が24.5%、「学校教育を充実させてほしい」が22.4%となっています。



## **第3章 計画の基本的な考え方**



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えが基本です。それに基づき、子どもの視点を重視し、子どもの生命と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容と水準を確保することが重要です。一方で、家庭は教育の原点であり出発点であるとの認識から、父母その他の保護者は、子育てに関する第一義的責任を有しているという基本的な認識が求められます。

本町では、次代を担う子どもが健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。本計画においても、本町の子ども・子育て支援をより一層推進するため、本町が目指すべき基本理念を第1期計画から引き続き次のように掲げます。

#### 《基本理念》

地域とともに こころ豊かな子どもの成長をめざすまち 波佐見

## 2 基本目標

現在、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、まず「家族や親が子育てを担い」、そしてそれを「社会全体が支える」ことを実現することが課題となっています。

本計画においても、「波佐見町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を継承しつつ、計画の推進を図ります。

### ◇基本目標1 地域における子育て支援

多様なニーズに応える保育サービスの充実に努めるとともに、子育てを通じた交流の機会を提供し、妊娠・出産からの継続的な支援を行います。これにより、子育て中の不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることを目指します。また、子育てに関する情報提供や相談体制を整え、子育て家庭を支援する取組を進めていきます。

### ◇基本目標2 安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり

母子の健康サポートに関する相談や健診の充実を通じて、安心して子どもを生み育てられる環境を整えます。また、食育を通じて豊かな心身の発達を促すとともに、性教育や飲酒・喫煙、薬物などに関する思春期保健の対策を強化し、子どもたちが健やかに成長できるよう支援します。

### ◇基本目標3 教育環境の整備

本町の地域特性を生かし、多様な体験を通じて学びの機会を広げ、子どもたちの豊かな心と健やかな身体を育むことを目指します。また、家庭や地域での教育力向上を図り、不登校やいじめなどの問題に対応するため、個々の状況に応じた適切な教育環境の整備にも努めます。

### ◇基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

子育てと仕事の両立を実現するため、男女共同参画の推進を図るとともに、個々のライフスタイルや家庭環境に応じた柔軟な働き方を支援します。多様化する就労形態に対応し、育児休業制度や短時間勤務制度などの普及を通じて、職場環境の改善や働きやすい職場づくりを推進します。また、再就職を希望する方々への支援を強化し、キャリアアップやスキルアップの機会提供にも努め、全ての人が安心して働き続けられる社会の実現を目指します。



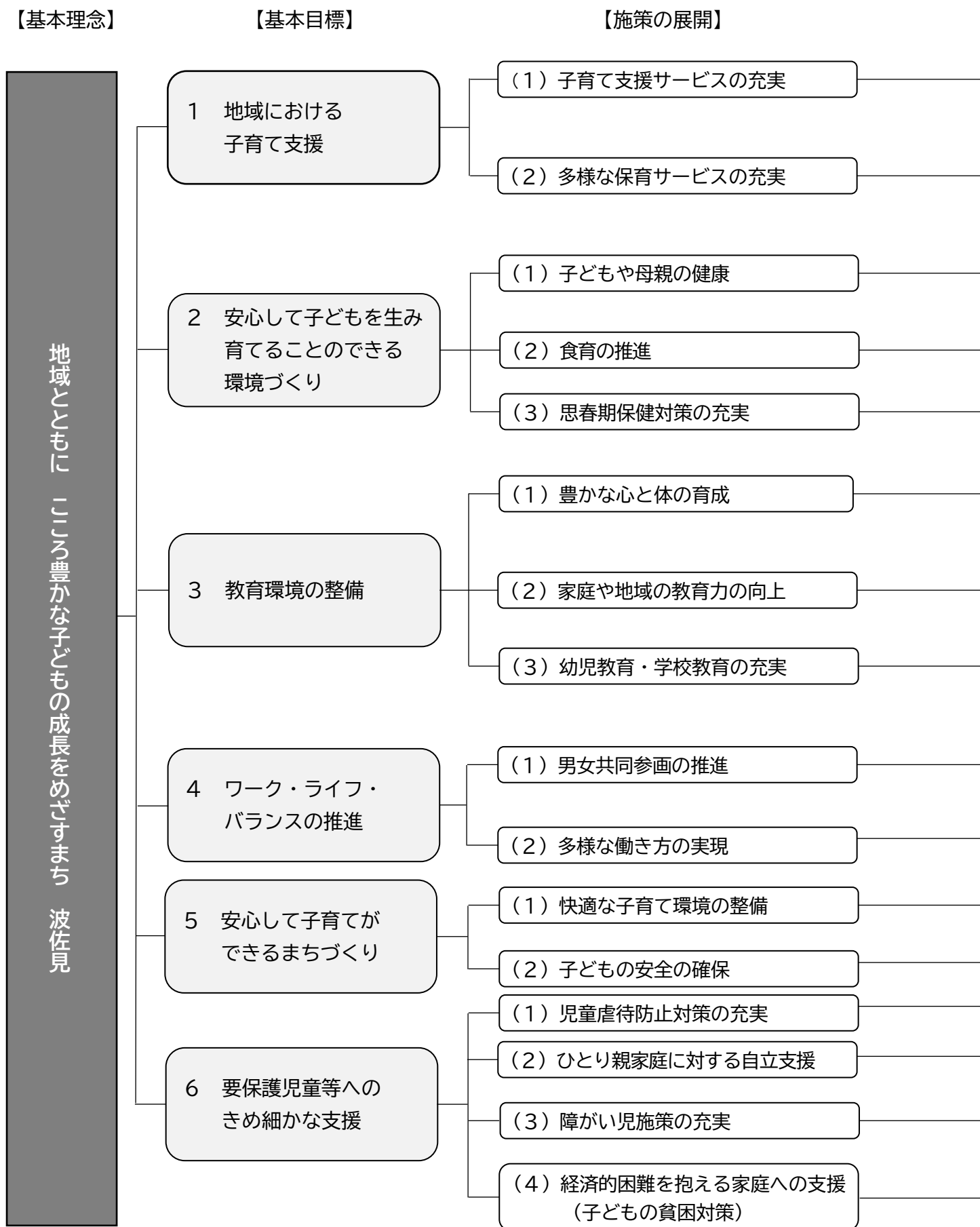
### ◇基本目標5 安心して子育てができるまちづくり

子どもと保護者が地域で安心・快適に生活を送れるよう、公共施設の有効活用やバリアフリー化を推進するとともに、交通安全や防犯対策など、日常生活における環境の整備を計画的に進めていきます。地域全体で生活環境を整えることで、子どもが安全に遊び、保護者が安心して見守れる場を提供し、より豊かな地域社会の実現を目指します。

### ◇基本目標6 要保護児童等へのきめ細かな支援

子育てのストレスや育児における孤立など、虐待のリスクにつながる可能性のある家庭に対し、子どもが健やかに成長できるよう包括的な支援を行います。また、経済的に困難を抱える家庭や、様々な障がいのある子どもに対しては、早期からの適切な療育や、相談体制の整備・各種サービスの充実に努めます。

### 3 施策の体系



【事業・施策】

●法定事業 ○法定外事業

○子育て家庭への情報提供 ●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ●相談対応の充実（利用者支援事業） ○経済的負担の軽減 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●妊婦等包括相談支援 ●産後ケア事業

○保育施設運営・給付事業 ●時間外保育事業 ●一時預かり事業 ○休日保育事業  
●子育て短期支援事業 ●病児・病後児保育事業 ○保育士等の研修の充実 ○保育士不足の解消  
●放課後児童健全育成事業 ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

●健診・相談指導の充実 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ○事故予防の啓発  
○小児医療の情報提供 ○広域医療体制の確保 ●子育て世帯訪問支援事業

○妊産婦に対する食育の推進 ○乳幼児期における食習慣の確立 ○小中学生への食に関する指導  
○正しい食習慣の普及

○性教育の充実 ○飲酒・喫煙防止の啓発 ○薬物乱用防止の啓発

○児童・生徒の悩みに対する相談の充実 ○児童・生徒、保護者の相談援助  
○子どもの文化鑑賞機会の充実 ○豊かな感性の養成 ○放課後子ども教室 ○耐性教育の育成  
○健やかな身体の育成

○子育てサポーターの育成 ○子育てに関する講座の開催 ○乳幼児ふれあい体験  
○保育所等における地域交流の支援 ○情操教育の推進 ○学校施設の開放

○保護者の学習機会の充実 ○認定こども園等の教育の充実 ○確かな学力の向上  
○特別支援教育体制の確立 ●児童育成支援拠点事業

○社会制度や慣行の見直しの促進 ○男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進  
○男女共同参画意識の啓発 ○学校における男女共同参画の推進  
○男性の家事・育児・介護等への参画の推進

○職場における男女共同参画の推進 ○再就職支援

○バリアフリーの推進 ○人にやさしい道づくり ○遊び場の整備 ○教育・保育施設の整備  
○公共施設の活用

○交通安全教育の推進 ○チャイルドシートの貸与 ○あいさつ・声かけ運動の推進 ○防犯対策の充実

○児童虐待防止に関する啓発 ○民生委員・児童委員等による訪問 ●利用者支援事業

○ひとり親家庭の相談支援 ○ひとり親家庭の就労支援 ○ひとり親家庭の経済的負担軽減

○療育相談支援体制の充実 ○障がい児保育事業 ○社会参加の促進 ○障がい福祉サービス等の充実  
●障がい児受入推進事業（放課後児童健全育成事業）

○就学支援制度の周知 ○母子・父子家庭福祉医療費 ○子どもの福祉医療費 ○保育料等利用料免除  
○放課後児童クラブ（学童保育）利用料の免除 ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当 ○子どもの生活支援事業

## 4 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

基本理念の実現に向け、第4章に記載している子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開するとともに、子ども・子育てを取り巻く現状と課題を踏まえながら、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

★印については、第4章に記載している事業です。★印以外の事業は第3章に記載しています。

| 妊娠出産期                                                                                     | 乳児期                                                                                                                                                          | 幼児期 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ★健診・相談指導の充実                                                                               |                                                                                                                                                              |     |
| ★相談対応の充実（利用者支援事業）                                                                         |                                                                                                                                                              |     |
| 妊産婦に対する食育の推進                                                                              | 乳幼児期における食習慣の確立                                                                                                                                               |     |
| ★妊婦等包括相談支援事業                                                                              | 事故予防の啓発                                                                                                                                                      |     |
|                                                                                           | ★産後ケア事業                                                                                                                                                      |     |
|                                                                                           | ★乳児家庭全戸訪問事業                                                                                                                                                  |     |
|                                                                                           | ★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）                                                                                                                                       |     |
| ★養育支援訪問事業                                                                                 |                                                                                                                                                              |     |
| ★子育て世帯訪問支援事業                                                                              |                                                                                                                                                              |     |
| ★地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）                                                                 |                                                                                                                                                              |     |
| 子育てに関する講座の開催                                                                              |                                                                                                                                                              |     |
|                                                                                           | ◇◇ 保育所・認定こども園 ◇◇<br>保育施設運営・給付事業（通常保育事業）、★時間外保育事業、★一時預かり事業、休日保育事業、保育士等の研修の充実、認定こども園等の教育の充実、教育・保育施設の整備、障がい児保育事業、保育料等利用料免除、保育所等における地域交流の支援、保護者の学習機会の充実、保育士不足の解消 |     |
|                                                                                           | ★子育て短期支援事業                                                                                                                                                   |     |
|                                                                                           | ★病児・病後児保育事業                                                                                                                                                  |     |
|                                                                                           | ★ファミリー・サポート・センター事業、<br>子育てサポーターの育成                                                                                                                           |     |
| 小児医療の情報提供、広域医療体制の確保、子育て家庭への情報提供、経済的負担の軽減                                                  |                                                                                                                                                              |     |
| 社会制度や慣行の見直しの促進、男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、男女共同参画意識の啓発、男性の家事・育児・介護等への参画の推進、職場における男女共同参画の推進、再就職支援 |                                                                                                                                                              |     |
| バリアフリーの推進、人にやさしい道づくり、遊び場の整備、公共施設の活用、交通安全教育の推進、チャイルドシートの貸与、あいさつ・声かけ運動の推進、防犯対策の充実           |                                                                                                                                                              |     |
| 児童虐待防止に関する啓発、民生委員・児童委員等による訪問、利用者支援事業                                                      |                                                                                                                                                              |     |
| ひとり親家庭の相談支援、ひとり親家庭の就労支援、ひとり親家庭の経済的負担軽減                                                    |                                                                                                                                                              |     |
| 療育相談支援体制の充実、社会参加の促進、障がい福祉サービス等の充実                                                         |                                                                                                                                                              |     |
| 就学支援制度の周知、母子・父子家庭福祉医療費、子どもの福祉医療費、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子どもの生活支援事業                               |                                                                                                                                                              |     |

| 小学生                                                                                                                                                                                  | 中学生以上     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ★相談対応の充実（利用者支援事業）                                                                                                                                                                    |           |
| 小中学生への食に関する指導                                                                                                                                                                        |           |
| <b>★放課後児童健全育成事業</b><br>（放課後児童クラブ（学童保育））<br><b>★障がい児受入推進事業、放課後児童クラブ</b><br>（学童保育）利用料の免除（母子等家庭対象）                                                                                      | 正しい食習慣の普及 |
|                                                                                                                                                                                      | 乳幼児ふれあい体験 |
|                                                                                                                                                                                      |           |
|                                                                                                                                                                                      |           |
| 放課後子ども教室                                                                                                                                                                             |           |
| ★児童育成支援拠点事業                                                                                                                                                                          |           |
| ◇◇ 小学校・中学校 ◇◇<br>性教育の充実、飲酒・喫煙防止の啓発、薬物乱用防止の啓発、児童・生徒の悩みに対する相談の充実、児童・生徒、保護者の相談援助、子どもの文化鑑賞機会の充実、豊かな感性の養成、耐性教育の育成、健やかな身体の育成、情操教育の推進、学校施設の開放、確かな学力の向上、特別支援教育体制の確立、学校における男女共同参画の推進、放課後子ども教室 |           |
| ★子育て短期支援事業                                                                                                                                                                           |           |
| ★病児・病後児保育事業                                                                                                                                                                          |           |
| ★ファミリー・サポート・センター事業、子育てサポーターの育成                                                                                                                                                       |           |
| 小児医療の情報提供、広域医療体制の確保、子育て家庭への情報提供、経済的負担の軽減                                                                                                                                             |           |
| 社会制度や慣行の見直しの促進、男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進、男女共同参画意識の啓発、男性の家事・育児・介護等への参画の推進、職場における男女共同参画の推進、再就職支援                                                                                            |           |
| バリアフリーの推進、人にやさしい道づくり、遊び場の整備、公共施設の活用、交通安全教育の推進、チャイルドシートの貸与、あいさつ・声かけ運動の推進、防犯対策の充実                                                                                                      |           |
| 児童虐待防止に関する啓発、民生委員・児童委員等による訪問、子ども家庭総合支援拠点事業                                                                                                                                           |           |
| ひとり親家庭の相談支援、ひとり親家庭の就労支援、ひとり親家庭の経済的負担軽減                                                                                                                                               |           |
| 療育相談支援体制の充実、社会参加の促進、障がい福祉サービス等の充実                                                                                                                                                    |           |
| 就学支援制度の周知、母子・父子家庭福祉医療費、子どもの福祉医療費、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子どもの生活支援事業                                                                                                                          |           |

## 5 施策の内容

### 基本目標 1 地域における子育て支援

#### (1) 子育て支援サービスの充実

少子化が進む中、核家族化や働き方の多様化により、子育て支援サービスへのニーズは多岐にわたっています。加えて、年少人口だけでなく、子どもを生み育てる世代自体も減少傾向にあります。また、地域の連帯感が希薄になることで、子育て家庭が孤立しやすい状況も見受けられます。このような子育て環境の変化に対応し、育児に対する不安の解消や家庭の孤立防止を図るため、各種事業の実施、情報提供及び相談支援の充実に努めます。さらに、子育てに伴う経済的負担を軽減するため、適正な運用と制度変更の周知徹底により、支援制度の活用を促進します。

| 施策                        | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 主な担当課              | 事業の方向性 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ①子育て家庭への情報提供              | 各保育所等やサークル、地域子育て支援センター（きしゃぼっぽ）に関する情報を一つにまとめて、町のホームページに掲載します。また、紙媒体を通じて子育て支援班や支援センターにも設置します。今後も広報媒体を活用し、情報提供の充実に努めます。                                                                                                                                                                                   | 子ども・健康保険課          | 継続     |
| ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） | 「地域子育て支援センター（きしゃぼっぽ）」において、保育所等（保育園・認定こども園等をいう。以下同じ。）に通っていない乳幼児及び保護者が相互に交流できる場所を開放し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。常時勤務者を週5日配置し、相談業務を充実させるとともに、保健師なども関わりながら相談支援を行います。                                                                                                                                   | 子ども・健康保険課          | 継続     |
| ③相談対応の充実（利用者支援事業）         | 子育てや教育に関する相談は多岐にわたり、学校、行政、関係機関の相互連携が不可欠です。そのため、子育てや教育支援の一体的な窓口を充実させるとともに、必要に応じて同行訪問を行い、連携した対応を進めていきます。また、「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」では、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行い、伴走型支援を今後も継続する予定です。令和7年には「こども家庭センター」を開設し、相談体制の強化を図ります。<br>教育委員会でも、就学や教育に対する保護者の心配を察知するため、教育相談や関係機関との連携を強化し、様々な面から児童・生徒の健全な成長を図る取組を進めていきます。 | 子ども・健康保険課<br>教育委員会 | 拡大     |

| 施策                 | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                                             | 主な担当課              | 事業の方向性 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ④経済的負担の軽減          | 子育て費用の軽減を図るため、保育料の第2子無償化を実施するとともに、医療費の助成など、各種制度の周知を行い、適切な利用につなげます。<br>子どもの福祉医療費は、平成31年4月から高校生まで拡大され、令和6年1月から東彼杵郡と大村市の医療機関を対象に、高校生以下の現物給付が開始されました。今後、子どもの福祉医療費現物給付の対象地域の拡大に加え、保育料についても0、1、2歳児の無償化を検討していきます。<br>経済的に困窮している世帯には、就学援助制度により支援を実施していきます。 | 子ども・健康保険課<br>教育委員会 | 拡大     |
| ⑤ファミリー・サポート・センター事業 | ファミリー・サポート・センターとは、育児支援を受けたい方（依頼会員）と育児支援を行いたい方（提供会員）が互いに会員となり、一時的に子どもを預かる組織を指します。本町では令和3年7月からこのサービスを開始しています。<br>町は相互の援助活動に関する連絡及び調整を継続し、母子手帳アプリ（母子モ）や町のホームページ等を通じて事業の周知を行います。提供会員と依頼会員の増加及び利用者数の向上を図りながら、安心して子育てができるよう支援します。                        | 子ども・健康保険課          | 拡大     |
| ⑥妊婦等包括相談支援事業       | 妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。<br>母子健康手帳交付時と乳児訪問時の面談に加え、妊娠8か月頃の妊婦へのアンケートを行い、必要な妊婦への訪問・面談を行うことで、出産・育児に伴う精神的・社会的な変化への不安軽減やサポートを目指します。そのほか、こども家庭センター「よりそと」を拠点とし、妊産婦を取り巻く家族に関しても相談支援を行っていきます。             | 子ども・健康保険課          | 新規     |
| ⑦産後ケア事業            | 産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。<br>利用料の補助や、利用できる医療機関・施設の拡充を行い、経済的負担が多い時期にある産婦や、里帰り中の産婦も利用しやすい環境を整えていきます。                                                                                                                      | 子ども・健康保険課          | 新規     |

## （２）多様な保育サービスの充実

就労形態の多様化や核家族化の進展により、保育サービスへのニーズが多様化しています。そのため、全ての子どもが必要なときに安心して利用できる、柔軟な保育サービスの提供が求められます。今後は、保護者の状況を考慮し、広域での連携を図るとともに、教育・保育施設や放課後の居場所づくりの実施・充実に努め、適切なサービス利用に向けた周知を強化していきます。

| 施策                                | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                    | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ①保育施設運営・給付事業<br>(通常保育事業)          | 保護者の就労や疾病等により、昼間に保育を必要とする乳幼児を保育所等で預かります。共働き世帯の増加によるニーズの増大と少子化の状況を踏まえ、定員調整など適切な対応に努めます。                                                                                                                    | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ②時間外保育事業<br>(延長保育事業)              | 保護者の就労時間や通勤時間を確保するため、保育所等における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行います。                                                                                                                                                    | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ③一時預かり事業                          | 保育所等を定期的に利用していない家庭で、保育が一時的に困難となった場合や、育児疲れにより保護者の心理的及び身体的な負担を軽減する必要がある場合、乳幼児を主に昼間に保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行います。<br>(一般型) …在園児以外の一時預かり<br>(幼稚園型) …在園児(1号)を対象とした一時預かり                                             | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ④休日保育事業                           | 保護者の就労等により、日曜・祝日に家庭での保育が困難になった場合、保育所等で預かる事業があります。しかし、保育士不足も影響し、休日保育事業への対応が難しいため、ファミリー・サポート・センター事業を利用していく方針です。                                                                                             | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ⑤子育て短期支援事業<br>(ショートステイ・トワイライトステイ) | ショートステイ…保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等で短期間(原則として1回当たり7日以内)子どもを預かります。現在までに利用者はありませんが、必要に応じて、利用者があればご案内を行います。<br>トワイライトステイ…保護者の就労などにより、夜間や休日に家庭での養育が困難な場合、子どもを児童福祉施設で一時的に預かり、生活指導や夕食の提供などを行います。 | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ⑥病児・病後児保育事業                       | 病気治療中やその回復期にあり、集団での保育が困難な子どもを専用スペースで一時的に預かります。本町では、西九州させば広域都市圏連携事業により、保護者が就労等により自宅での保育が難しい場合、提携した保育施設の利用を可能にし、勤務先に近い施設を利用できるなど、利用者の需要に合わせたサービスを提供します。                                                     | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ⑦保育士等の研修の充実                       | 保育士をはじめ、保育所等の職員の資質向上のため、研修機会の充実を図ります。町内の保育士は、資質向上のために県主催の研修会に参加していますが、今後さらに西九州させば広域都市圏連携事業を通じ、佐世保市の幼児教育センターが主催する研修会への参加を促進するなど、研修機会の充実を図ります。                                                              | 子ども・健康保険課 | 継続     |



| 施策                               | 内容と方向性                                                                                                                                                              | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ⑧保育士不足の解消                        | 保育士の確保に向けて各種広報を活用した潜在保育士の掘り起こしや再就職につながるよう県や関係機関と連携して、園、保育士への支援を行っていきます。                                                                                             | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ⑨放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ(学童保育)) | 日中、就労等のため、保護者が家庭に不在の小学生を対象に、放課後に安全な居場所を提供し、子どもの健全育成を図ります。<br>現在、町内3か所(各小学校区1か所ずつ)で実施し、必要に応じて、クラブ内の支援単位を分割するなど、活動の充実を図るとともに、待機児童を出さないよう、放課後児童クラブ(学童保育)のへの支援を行っていきます。 | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ⑩乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度)       | 保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。本町では令和8年度から実施予定となっています。                                   | 子ども・健康保険課 | 新規     |

## 基本目標2

## 安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり

## (1) 子どもや母親の健康

近年、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、安心して出産や育児ができる体制の整備が重要な課題となっています。そのため、妊娠・出産や子育てに伴う不安を軽減できるよう、適切な保健知識や小児医療に関する情報を提供し、子どもの発達段階に応じた健康診査など、母子保健事業の充実に取り組んでいきます。

| 施策          | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                                                    | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ①健診・相談指導の充実 | 妊婦健診、乳幼児健診、新生児訪問、保健指導などの充実を図り、発達の遅れや保護者の不安がある場合には、適切な相談支援を行い、必要な機関へつなげます。また、相談事業や健診を欠席した場合には、適宜連絡を行い、次の参加を促すことで、乳幼児と定期的に面談を続けていきます。身体的な理由などで、集団健診に参加することが難しい子どもについては、訪問による個別対応を行い、家族の不安を把握していきます。さらに、発達に関する相談については、こそだて相談につなげ、必要な子どもには療育を勧め、他機関とも連携を図ります。 | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ②乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師、保育士、看護師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行い、母子の安定した生活を支援します。<br>訪問担当者による連絡会で情報を共有し、訪問者の組合せなど、今後も工夫を重ねながら、支援方針を決定し、妊娠からの伴走型支援を展開していきます。                                                                         | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ③養育支援訪問事業   | 乳児家庭全戸訪問事業で把握した支援が必要な家庭（子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となっている家庭）を訪問し、各家庭が抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ります。また、必要に応じて、出産前の妊婦にも訪問を行います。                                                                                                                            | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ④事故予防の啓発    | 健診や訪問等で母子に接触する機会を活用し、随時、家庭における子どもの誤飲、転落・転倒等の事故予防に向けた啓発を行います。生後9～10か月児の乳児健康相談において、事故予防に関するパンフレットを配布するとともに、個別面接で指導します。                                                                                                                                      | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ⑤小児医療の情報提供  | 町ホームページなどの広報媒体を活用しながら、乳児健康相談時などに医療機関や未熟児養育医療、医療費助成制度など、小児医療に関する情報を子育て家庭に提供していきます。                                                                                                                                                                         | 子ども・健康保険課 | 継続     |

| 施策           | 内容と方向性                                                                                                                                                                                           | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ⑥広域医療体制の確保   | 近隣自治体との連携により、安心して医療機関にかかることができる体制を確保するとともに、東彼杵郡3町で郡医師会と在宅当番医制を委託契約し、第1次救急医療体制の確保にも努めます。<br>休日の急な発病やケガ等について身近な医療機関での受診ができるよう体制を継続しながら、今後も母子手帳アプリ（母子モ）や乳児全戸訪問時などを通じて、夜間や休日の医療体制について対象者に周知を行っていきます。 | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ⑦子育て世帯訪問支援事業 | 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに対し、家事・育児等の支援が求められています。今後、創設を検討していきます。                                                                                 | 子ども・健康保険課 | 新規     |

## （２）食育の推進

近年では、家族全員がそろって食事をとる機会が減少しているだけでなく、朝食を欠食するなどの食生活に関する問題もみられています。これを受け、乳幼児期から適切な食事のとり方や望ましい食習慣を身に付けること、さらに食を通じて豊かな人間性や健全な心身の育成を目指すために、学習機会の提供や周知・啓発活動に取り組んでいきます。

| 施策              | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                 | 主な担当課              | 事業の方向性 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ①妊産婦に対する食育の推進   | 月2回の母子健康手帳交付時に、管理栄養士による個別指導を実施し、交付日以外も調整して個別指導を行います。また、栄養と健口に関する指導のため、歯科衛生士による面談も実施していきます。                                                                                                                             | 子ども・健康保険課          | 継続     |
| ②乳幼児期における食習慣の確立 | 5～6か月児の乳児健康相談において離乳食の試食指導や1歳6か月児、2歳児、3歳児、5歳児の各健診において食事調査、栄養指導を実施していくとともに、子育て支援センターで管理栄養士による栄養相談を行い、保健師等と情報を共有し、必要に応じて訪問指導も行っていきます。                                                                                     | 子ども・健康保険課          | 継続     |
| ③小中学生への食に関する指導  | 栄養教諭による食育指導などを通じて、小中学生が適切な食習慣を身に付け、心身ともに健康な生活を営むことを目的とし、生活習慣の見直しと併せて食に関する指導を行います。また、親子チャレンジ習慣など、PTAによる食育への取組も継続して実施します。さらに、食育推進協議会の協力のもと、夏休み期間中の子どもを対象とした体験学習も継続して取り入れていきます。<br>近年、食に対する関心が高まっており、子どもの朝食摂取率100%を目指します。 | 子ども・健康保険課<br>教育委員会 | 継続     |
| ④正しい食習慣の普及      | 食生活改善推進員が、地元の高校生に調理指導「健康づくり講習会」を実施したり5～6か月児の乳児相談の離乳食づくりや親子クッキング教室に関わることで、子どもや保護者に対して食育の周知・啓発に努めます。                                                                                                                     | 子ども・健康保険課          | 継続     |

### （３）思春期保健対策の充実

思春期は生涯の健康づくりの基礎を築く大切な時期です。このため、正しい性知識や薬物の危険性、飲酒・喫煙の有害性についての理解を広め、児童・生徒が心身ともに健康を維持できるよう支援します。また、変化する社会情勢にも柔軟に対応していきます。

| 施策          | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                            | 主な担当課 | 事業の方向性 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| ①性教育の充実     | 子どもを生み育てる基礎づくりとして、母性・父性の健全な育成を図ります。そのために、学級活動、道徳学習、保健指導を含めた全ての教育活動を通じ、児童生徒の発達段階に即した上で、生命尊重、男女平等、異性尊重などについて学習していきます。保護者との話し合いや学校運営協議会などを通じて意識を深めながら、性教育の充実を図ります。また、今後も家族やPTA、関係機関と連携し、スマートフォンの普及をはじめとする社会情勢の変化に対応していきます。           | 教育委員会 | 継続     |
| ②飲酒・喫煙防止の啓発 | 飲酒・喫煙の健康への影響について、正しい知識の普及・啓発を図るため、小中学校において、総合的な学習の時間や、保健体育の授業で、講師による指導を行うとともに、掲示物による周知を行い、長期休暇前には保護者への啓発を実施します。特に中学生については飲酒や喫煙は興味が芽生えてくることから、その前に指導を繰り返し行、「NO」といえる気持ちと勇気を持たせることにより、興味本位に手を出さないようにします。学校敷地内禁煙の実施に伴い、関係各所の理解を促進します。 | 教育委員会 | 継続     |
| ③薬物乱用防止の啓発  | 薬物の健康への影響について、薬物乱用防止教室の開催や、パンフレットの配布などに取り組み、正しい知識の普及と啓発を図ります。また、「長崎県精神保健福祉協会」等の事業を活用した講演会を開催するなど、活用領域の拡大を図ります。今後も、学校と家庭が連携を密にして取り組んでいきます。                                                                                         | 教育委員会 | 継続     |

|       |         |
|-------|---------|
| 基本目標3 | 教育環境の整備 |
|-------|---------|

### （１）豊かな心と体の育成

子どもの健全な成長のためには、基本的な生活習慣の定着や善悪の判断力を身に付けさせ、心身の健康づくりに努める必要があります。また、遊びや体験活動を通じて仲間と交流し、社会性を培う機会が求められます。しかしながら、不登校やいじめといった子どもの心の問題が深刻化している現状もあります。そこで、地域において文化やスポーツに親しむ場を設け、子どもと保護者が安心して相談できる体制を充実させることで、心身ともに豊かに育つ環境を整えていきます。

| 施策                 | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                                                                              | 主な担当課              | 事業の方向性 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ①児童・生徒の悩みに対する相談の充実 | 県が実施する相談事業や民生委員・児童委員活動との更なる連携を図りながら、各保育所等、児童・生徒が抱える悩みや問題に対応する相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知を行います。<br>また、いじめ対応は、迅速に丁寧に対応できるよう各学校では委員会を立ち上げており、さらに機能的に取り組めるよう情報交換を行います。                                                                                                                       | 教育委員会              | 継続     |
| ②児童・生徒、保護者の相談援助    | 校長、教頭、養護教諭をはじめ、小中学校ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、指導主事、心の教室相談員による相談や家庭訪問などを実施しています。これにより、不登校やいじめ等の悩みを抱える児童・生徒や保護者に対し、専門的な心のケアを行い相談援助の充実を図ります。また、校内支援センターを活用し、不登校生徒にはスムーズな登校につながるよう対応していきます。さらに、児童・生徒が発信するＳＯＳのサインに気づき、見守りながら支援機関につなぐなど、早期に対応できるよう、保護者や学校教育関係者に対して、ゲートキーパー養成講座受講の機会を設けます。 | 教育委員会              | 拡大     |
| ③子どもの文化鑑賞機会の充実     | 各学校において、演劇や音楽鑑賞など、児童・生徒が本物の文化芸術にふれる機会の充実を図ります。<br>町内の３つの小学校と中学校のうち、毎年２校には芸術鑑賞事業補助を行います。また、演劇・音楽鑑賞については、県の事業を活用し、全校で実施します。                                                                                                                                                           | 教育委員会              | 継続     |
| ④豊かな感性の養成          | 学校と地域の連携により、ココロねっこ運動、いのちの教室、郷土学習など、様々な体験教室や特別事業を実施し、豊かな感性の育成を図ります。また、これらの活動を通じて、思いやりの心も育んでいます。小中学校において、外部講師や地元の人材を活用した体験学習等を実施しています。<br>保護者をはじめ、地域の関係者の協力が得られており、今後もこの体制の確保に努めます。                                                                                                   | 教育委員会              | 継続     |
| ⑤放課後子ども教室          | 担当者会議では、学校、放課後児童クラブ（学童保育）、教育委員会が連携を図りながら、町内３か所（各小学校区１か所ずつ）で放課後児童クラブ（学童保育）が運営されています。今後、ニーズの増加等により待機児童が発生する場合には関係者が協議を行い、より良い在り方についてさらに検討を進めます。                                                                                                                                       | 子ども・健康保険課<br>教育委員会 | 継続     |

| 施策         | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                                                           | 主な担当課 | 事業の方向性 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| ⑥耐性教育の育成   | 学校と家庭が連携を図り、学習活動や日常生活の中で、強い精神力を持ち主体的に生きることのできる児童・生徒の育成に向けた「耐性の教育」を推進します。                                                                                                                                                                                         | 教育委員会 | 継続     |
| ⑦健やかな身体の育成 | 学校体育の充実とともに、外部指導者の活用や地域との連携により、子どもがスポーツに親しむ機会を創出し、体力の二極化を縮める働きかけを行います。<br>学校教育においては、体力づくりのため、持久力や柔軟性を高めるトレーニングを取り入れています。また、部活動や地域スポーツ活動における人材活用も行われています。<br>今後は児童・生徒の健やかな身体づくりに向けて、心身の休養を念頭に置きつつ、中学校部活動の地域移行に向けた関係者（学校・スポーツ・地域等）での協議を進めながら、部活動や地域スポーツ活動の推進を図ります。 | 教育委員会 | 継続     |

## （２）家庭や地域の教育力の向上

近年、核家族化の進展や地域間の連携意識の希薄化により、家庭や地域の教育力が低下しています。その結果、保護者が孤立した子育てに悩んだり、必要な情報を得るのが難しくなっています。このような状況を受け、地域全体で協力して子育てに取り組む観点から、家庭だけでなく地域との連携を通じた教育支援環境の整備を進めます。また、乳幼児との交流を通じて子育ての楽しさや素晴らしさを広く伝え、子育てに対する前向きなイメージを育む取組を行います。

| 施策               | 内容と方向性                                                                                                            | 主な担当課              | 事業の方向性 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ①子育てサポーターの育成     | 急な残業や一時的な保育が必要な場合に、子育てを支援するため、子育て経験者などによる子育てサポーターの育成を推進します。                                                       | 子ども・健康保険課          | 継続     |
| ②子育てに関する講座の開催    | 関係機関と連携しながら、入学前の保護者説明会時に子育て座談会を行い、必要に応じて個別対応を実施します。また、家庭の教育力を高めるための講座を開催し、子育てに関する意識の啓発を図るとともに、親子参加型の講座も実施していきます。  | 子ども・健康保険課<br>教育委員会 | 継続     |
| ③乳幼児ふれあい体験       | 波佐見高校の授業に協力し、保育所等との交流や学校の祭り、運動会への園児の招待を通じて、乳幼児と学生のふれあい体験を行い、将来の家庭生活や子育てに対するプラスのイメージの育成を行うとともに、活動内容の周知・啓発の充実を図ります。 | 子ども・健康保険課<br>教育委員会 | 継続     |
| ④保育所等における地域交流の支援 | 保育所等の行事に祖父母や地域住民を招待し、乳幼児と高齢者、小中学生による交流活動を支援します。これにより、保育所等を発信源として地域全体で子育てに取り組む機会を創出します。                            | 子ども・健康保険課          | 継続     |

| 施策       | 内容と方向性                                                                                                                                      | 主な担当課 | 事業の方向性 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|
| ⑤情操教育の推進 | 地域人材の活用、地域行事への参加促進、親子や地域住民とのふれあいを通じて、多くの体験を重ね、郷土を愛し誇れる児童・生徒を育成するための自治公民館指定活動事業を実施します。<br>また、親子読書活動などを通じ、言葉の理解力や表現力を身に付けるための情操教育の推進も図っていきます。 | 教育委員会 | 継続     |
| ⑥学校施設の開放 | 子どもと地域住民の交流拠点として、体育館やグラウンドなどの学校施設の開放・活用を推進します。<br>土日・祝日、また夜間などにおいては、学校施設を開放し、地域スポーツ活動や地区行事等に有効に利用されています。今後も、安全面に留意しながら実施していきます。             | 教育委員会 | 継続     |

### （３）幼児教育・学校教育の充実

保育所等や小中学校は、子どもたちの健やかな成長に欠かせない重要な役割を担っています。このため、子どもたちが社会の一員として主体的に生きられるよう、知識だけでなく、学ぶ意欲や思考力を含めた確かな学力を身に付けられるような幼児教育・学校教育の充実を目指しています。また、保護者のための学びの機会を広げるため、家庭教育に関する講演会やメディアに関する講習会も開催します。

| 施策             | 内容と方向性                                                                                                                                 | 主な担当課              | 事業の方向性 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ①保護者の学習機会の充実   | 家庭におけるコミュニケーションの大切さや子どもたちがSNSを利用する上で注意することなどについての講演会を開催します。また、家族のふれあいや家庭教育の大切さの周知など、保育所等において、幼児や小中学生を持つ保護者に対し、幼児教育に関する学習会を開催します。       | 子ども・健康保険課<br>教育委員会 | 継続     |
| ②認定こども園等の教育の充実 | 保育所等や小中学校が相互に情報を共有するために連携を強化し、幼児の豊かな心情を育むための認定こども園等の教育活動や環境の充実に向けた支援を行います。                                                             | 教育委員会              | 継続     |
| ③確かな学力の向上      | 町学力向上推進委員会を月に1回開催し、全国及び県の学力状況調査の結果を基に研究を行います。各学校の課題を解決しながら、町全体での取り組むべき内容を明確化して全町的な学力の向上を推進するとともに、家庭での学習習慣を身に付け、家庭・学校の連携による学力の向上を目指します。 | 教育委員会              | 継続     |

| 施策           | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ④特別支援教育体制の確立 | <p>教育支援委員会では、関係各所と連携しながら専門家の意見を聴取し、就学前、就学中の普通学級での特別な支援が必要な子ども（※1 LD：学習障害、※2 ADHD：注意欠陥・多動性障害、※3 高機能自閉症など）の教育ニーズを把握し、特別支援教育を推進します。</p> <p>コーディネーターや学級担任をはじめ、全職員で情報を共有するとともに、特別支援教育支援員を配置して学習・生活面のサポートを強化します。また、特別支援教育支援員の研修会を行い、より良い支援の在り方を学ぶ機会を増やします。</p> <p>※1 LD（学習障害）とは<br/>基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難を示す様々な障がい指します。</p> <p>※2 ADHD（注意欠陥・多動性障害）とは<br/>主に児童期に発生し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障を来すなどの特徴がみられます。</p> <p>※3 高機能自閉症とは<br/>社会性、コミュニケーション、こだわりなどの行動面に障がいを持つ自閉症のうち、知的な遅れを伴わない特徴がみられます。</p> | 教育委員会     | 拡大     |
| ⑤児童育成支援拠点事業  | <p>不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもの居場所に関する包括的な支援が求められています。今後、創設を検討していきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 子ども・健康保険課 | 新規     |



|               |                        |
|---------------|------------------------|
| <b>基本目標 4</b> | <b>ワーク・ライフ・バランスの推進</b> |
|---------------|------------------------|

**(1) 男女共同参画の推進**

育児は母親だけでなく、父親にとっても重要な役割です。しかし、家事や子育てが女性の役割とされる固定観念により、依然として女性に多くの負担がかかっている現状があります。そこで本町では、令和5年度に「第3次波佐見町男女共同参画計画」を策定し、全ての人がその個性や能力を生かして活躍できる、男女の人権が平等に尊重される社会の実現を目指しています。今後は、この計画に基づき、男女が協力し合い家庭生活や育児に取り組む大切さを住民や児童・生徒に広く理解してもらえよう、学習機会の提供や普及・啓発活動を進め、地域における男女共同参画を推進してまいります。

| 施策                    | 内容と方向性                                                                                                                                                                | 主な担当課              | 事業の方向性 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ①社会制度や慣行の見直しの促進       | 男女共同参画の視点に立って、家庭、地域、職場など様々な場における社会制度や慣行の見直しを促進します。<br>妊娠・出産期・子育て期における良好な夫婦関係や子育て環境の構築を図るためのセミナーを開催し、今後は、事業成果やニーズを分析し、より参加しやすくなるよう内容なども精査した上で、継続的に実施をしていきます。           | 企画情報課              | 継続     |
| ②男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 | 広報紙や町ホームページの活用により、男女共同参画週間について啓発記事を掲載するなど、男女共同参画について考える機会が持てるよう、情報提供に努めます。                                                                                            | 企画情報課              | 継続     |
| ③男女共同参画意識の啓発          | 男女共同参画意識の向上のため、学習機会・広報活動の充実を図ります。<br>今後は、東彼杵郡3町の連携事業として、各町の男女共同参画推進員やアドバイザーとともにワークショップを開催し、普及・啓発に努めます。                                                                | 企画情報課              | 継続     |
| ④学校における男女共同参画の推進      | 性差の正しい理解や、男女がお互いの人格を認め合い、一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう、道徳教育や人権教育をはじめ、あらゆる機会を通して男女共同参画及び性教育の推進に努めます。                                                                            | 教育委員会              | 継続     |
| ⑤男性の家事・育児・介護等への参画の推進  | 妊娠・出産期・子育て期における良好な夫婦関係や子育て環境の構築を図るためのセミナーのニーズを分析し、より参加しやすくなるよう内容を精査した上で、男性の家事、育児、介護への関心や対処能力を高めることに努めます。これにより、女性だけの負担にしないための「パパ・ママ教室」に加えて、男性向けの料理教室など、各種学習機会の提供を行います。 | 子ども・健康保険課<br>企画情報課 | 継続     |

## （２）多様な働き方の実現

経済状況の厳しさが続く中、共働き家庭が増加しています。子育てに専念するため退職する女性もいる一方で、仕事と子育ての両立が困難なため出産後に退職を選ぶ女性も少なくありません。こうした状況を受け、企業や民間団体に対して育児休業制度の周知や再就職支援を進め、父親・母親がともに子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）を実感できる職場環境の整備を促進します。また、育児休業満了時に保育施設の利用を希望する保護者が質の高い保育を利用できるよう、保育所等の既存の資源を活用し、環境整備に努めます。

| 施策               | 内容と方向性                                                                                                           | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ①職場における男女共同参画の推進 | 人事関連を所管する総務課に対して、男女雇用機会均等法などの労働に関する法律や制度の周知及び情報提供を行います。また、雇用、配置、昇進などのあらゆる条件における格差をなくし、男女間の均等が図られるよう、情報提供などに努めます。 | 企画情報課     | 継続     |
| ②再就職支援           | 東彼・北松福祉事務所の家庭相談員と連絡を取り合いながら、子育て等で一度離職し、再就職の希望がある人に対して、講座や情報提供を行い、再就職を支援します。                                      | 子ども・健康保険課 | 継続     |

|        |                  |
|--------|------------------|
| 基本目標 5 | 安心して子育てができるまちづくり |
|--------|------------------|

**（１）快適な子育て環境の整備**

地域社会の誰もが安心して暮らせるためには、日常生活のあらゆる場面で生じる物理的、心理的なバリアを取り除くことが不可欠です。特に、子どもや子育て家庭が自由に移動できるような環境整備は重要な課題です。今後は、公共施設や道路交通環境のバリアフリー化を一層進め、スムーズな移動ができるようにしていきます。また、子どもたちが安全に遊べる遊び場や、子育て家庭が安心して利用できる施設の計画的な整備も推進し、地域全体で安全で支え合えるまちづくりを目指します。このような取組を通じて、全ての住民が安心して生活できる共生社会の実現を図ります。

| 施策          | 内容と方向性                                                                                                                                                                            | 主な担当課            | 事業の方向性 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------|
| ①バリアフリーの推進  | 必要に応じて、手すりの設置、遊具の管理、公園の除草などの整備を行いながら、令和5年度に新たに策定した「公営住宅長寿命化計画（第2期）」に基づき、子育て世帯をはじめとした多様なニーズに対応できるよう、住戸及び敷地内施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進します。                                           | 建設課              | 継続     |
| ②人にやさしい道づくり | 緊急性や重要性、継続性などを総合的に判断しながら、町道南部線志折工区の早期完成や、通学路等のバリアフリー化を進めます。また、子どもや子育て家庭が、安全に利用できる歩道や道路の整備に努めます。                                                                                   | 建設課              | 継続     |
| ③遊び場の整備     | 子どもの安全な遊び場を確保するため、やきもの公園、鴻ノ巣公園、河川公園などの補修工事や環境整備を図ります。<br>また、年1回、遊具の定期点検を実施し、老朽化した遊具の撤去や改修を行うなど、計画的な整備に取り組み、安全に努めていきます。児童遊園については、全ての遊具を撤去しているため、今後どのように活用するのか、もしくは廃止するのかを検討していきます。 | 子ども・健康保険課<br>建設課 | 継続     |
| ④教育・保育施設の整備 | 良好な教育・保育環境を提供するため、教育・保育施設の適切な整備に努めます。<br>また、要望があった施設に対しては、必要に応じて改修などの施設整備を行います。さらに、障がい児をはじめとする様々な状況にある人々の孤立を防ぐため、情報発信を積極的に行い、支援の輪を広げていきます。                                        | 子ども・健康保険課        | 継続     |
| ⑤公共施設の活用    | 公共施設を活用し、子どもや親子の交流の場、居場所づくりに取り組みます。<br>こども家庭センターの園庭に、子ども用の遊具を設置しており、安全面に配慮しながら、子育て家族の施設利用推進に向けて取り組みます。                                                                            | 子ども・健康保険課        | 継続     |

## (2) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、行政や警察の取組だけでなく、地域住民一人ひとりが交通安全への意識を持つことが重要です。また、子どもが犯罪被害に遭わないように予防策を講じ、安心して子育てができる地域づくりには、防犯環境の整備が欠かせません。そのため、交通安全教育を通じて意識向上を図り、地域全体で子どもを見守る体制を整備し、関係機関との連携を深めながら防犯を考慮した環境づくりを推進します。

| 施策             | 内容と方向性                                                                                                                                                                                           | 主な担当課        | 事業の方向性 |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------|
| ①交通安全教育の推進     | 警察や交通安全協会などと連携し、交通安全運動を実施し、交通安全の啓発に努めます。また、登下校時には老人クラブ・地域住民や各種団体による見守り、あいさつ運動を兼ねた安全指導も行われています。<br>学校においても、登下校中の指導等を通じて、自分の命を守る教育を行っており、今後も、各団体の協力の下、交通安全意識の向上を図っていきます。                           | 総務課<br>教育委員会 | 継続     |
| ②チャイルドシートの貸与   | チャイルドシートの装着を促進し、交通事故から乳幼児の生命を守るため、11歳以下の子どもがいる家庭に対して、1回の貸出期間を30日以内、年4回を上限として今後も貸与します。また、チャイルドシートの充実を図り、広報活動も進めていきます。                                                                             | 子ども・健康保険課    | 継続     |
| ③あいさつ・声かけ運動の推進 | 地域で子どもが安全に生活できるよう、PTA等の学校関係者や地域住民による登下校時のあいさつ・声かけや、安全指導を推進します。<br>町青少年健全育成会議が主体となり、学校、PTAをはじめ、自治会等に呼び掛け、毎月第1月曜日、登校中の児童・生徒へのあいさつ・声かけを実施します。<br>運動が定着し、子どものあいさつも改善されていますが、今後、更なる推進のため、家庭への啓発に努めます。 | 教育委員会        | 継続     |
| ④防犯対策の充実       | 警察、学校、地域の連携により、子どもが犯罪に遭わないよう啓発に努めます。<br>また、健全育成会から「こども110番の家」に関する啓発用品の配布や、新入学児童に防犯ブザー支給などの対策を進めるとともに、要望のある箇所に防犯灯を設置し、安心・安全なまちづくりを推進します。                                                          | 総務課<br>教育委員会 | 継続     |

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 基本目標 6 | 要保護児童等へのきめ細かな支援 |
|--------|-----------------|

**(1) 児童虐待防止対策の充実**

本町では、支援が必要な家庭を早期に把握し、地域資源や民生委員・児童委員など「地域の力」を生かして、児童虐待の予防に努めています。また、早期発見と迅速な対応を目指し、関係機関との連携強化を図り、必要に応じて児童相談所による適切な介入が速やかに行えるよう、密接に情報を共有しています。さらに、広報紙やパンフレット等を通じて、住民への意識啓発にも取り組んでいます。

| 施策               | 内容と方向性                                                                                                                                                 | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ①児童虐待防止に関する啓発    | 様々な広報媒体を活用し、児童虐待防止に関する情報提供を行い、意識啓発に努めます。<br>広報紙やパンフレットなどによる啓発とともに、民生委員・児童委員にも児童虐待に関する周知を行い、協力体制を構築していきます。<br>今後も、「要保護児童対策地域協議会」と連携し、児童虐待の早期発見・対応に努めます。 | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ②民生委員・児童委員等による訪問 | 必要に応じて関係機関との連携を図りながら、主任児童委員及び民生委員・児童委員の家庭訪問により、児童虐待防止や子育てに関する相談支援の充実を図ります。<br>また、民生委員・児童委員等の交代時には、引継ぎを十分に行い、養育支援が必要な家庭との関わりが途切れないよう取組を進めます。            | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ③利用者支援事業         | 令和7年からこども家庭センターを開設します。これにより、児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健（子育て世代包括支援センター）が一体化し、母子担当と連携しながら、子どもと家庭の問題について総合的に相談を受けられるよう体制を強化します。                                | 子ども・健康保険課 | 拡大     |

## （２）ひとり親家庭に対する自立支援

ひとり親家庭の自立支援のために、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用時における配慮を含む多様な支援策を進めています。また、母子及び父子並びに寡婦福祉法、さらにその法律に基づく国の基本方針や長崎県が定める「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を四つの柱として、総合的な自立支援を推進します。さらに、相談体制の強化とともに、各支援制度に関する情報提供の充実も図っていきます。

| 施策              | 内容と方向性                                                                                                  | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ①ひとり親家庭の相談支援    | ひとり親家庭の自立支援のため、情報提供や相談体制の充実を図ります。<br>また、ひとり親家庭の相談支援対応について、東彼・北松福祉事務所等の関係機関との連携による支援を行っており、今後も継続して実施します。 | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ②ひとり親家庭の就労支援    | ひとり親家庭の自立支援のため、東彼・北松福祉事務所やハローワークなどの関係機関と連携を図り、就労に向けた情報提供や支援を行います。                                       | 子ども・健康保険課 | 継続     |
| ③ひとり親家庭の経済的負担軽減 | 医療費の助成や小中学校の入学祝金など、ひとり親家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。<br>各制度について、広報紙などを用いて周知を図り、適切な利用につなげます。                      | 子ども・健康保険課 | 継続     |

## （３）障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見、そして治療を進めるために、妊婦や乳幼児を対象とした健康診査の受診や学校での健康診査の実施を推進することが求められます。特に、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業、又は放課後児童健全育成事業を行う団体は、障がい児など特別な支援が必要な子どもの受入れを推進し、その際には関係機関と連携して障がい児支援施策を進めます。さらに、障がいのある子どもへの理解と協力を深めるための環境整備も推進していきます。

| 施策           | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 主な担当課              | 事業の方向性 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ①療育相談支援体制の充実 | 乳幼児期の健診、相談体制の充実とともに、子育て支援センター・保健師・子育て支援班・社会福祉班、他機関、町内保育所等との連携を強化し、支援の必要な子どもへの早期介入を行います。<br>また、臨床心理士、保健師とともに保育所等を訪問し、気になる子どもへの対応についてアドバイスを行い、他の支援機関につなげるなど、園支援訪問事業を実施します。<br>乳幼児発達専門相談、保育所等の訪問調査、就学時健康診断等を行うとともに、教育委員会において、個々の障がいの状況に応じた適切な就学校の選定について協議し、対象児や保護者が納得した就学ができるよう、学びやすい場所を検討しながら支援していきます。 | 子ども・健康保険課<br>教育委員会 | 継続     |

| 施策                       | 内容と方向性                                                                                                                                        | 主な担当課     | 事業の方向性 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| ②障がい児保育事業                | 保育が必要な障がいのある子どもが町内の保育所等に通園でき、安心して保育を受けられる体制を確保します。<br>軽度発達障害のある子どもに対するケアは、町内全保育所等に対応しており、今後も継続して取り組んでいきます。<br>また、令和6年度に障がい児一人当たり月10万円に増額しました。 | 子ども・健康保険課 | 拡大     |
| ③社会参加の促進                 | 障がいのある子どもに対する理解と協力を進めるため、研修会の開催や、理解を深めるためのパンフレット等を配布し、誰もが参加しやすい社会の環境づくりを推進します。                                                                | 住民福祉課     | 継続     |
| ④障がい福祉サービス等の充実           | 障がい福祉サービス等の普及や相談支援の充実により、保護者の負担軽減と障がいのある子どもの自立・社会参加を促進します。<br>障害福祉施設等において、介護給付や訓練給付を提供しており、今後、国制度の動向を踏まえ、適切に対応します。                            | 住民福祉課     | 継続     |
| ⑤障がい児受入推進事業（放課後児童健全育成事業） | 各放課後児童クラブ（学童保育）への障がいのある子どもを安心して受け入れられるよう専門的知識を有する支援員の配置を行うなど体制を整えていきます。                                                                       | 子ども・健康保険課 | 継続     |

#### （４）経済的困難を抱える家庭への支援（こどもの貧困対策）

##### ① 背景と位置づけ

令和5年12月22日に策定された「こども大綱」では、「こどもの貧困を解消し、こどもたちが貧困による困難を強いられない社会の実現」が掲げられており、これを受けて「こどもの貧困対策」は「こどもの貧困解消に向けた対策」として改められました。本町が策定する子ども・子育て支援事業計画には、こどもの貧困対策に資する多くの事業が含まれており、この計画に貧困対策推進のための計画を一体的に取りまとめ、各事業の推進を図ってまいります。

##### ② 県のアンケート調査結果について

長崎県では、平成30年11月に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。  
（調査対象：県内の市町から抽出した小中学校に通う子どもとその保護者）

#### ■こどもの貧困率■

（単位：％）

|     | 全国平均 | 長崎県  | 波佐見町 |
|-----|------|------|------|
| 貧困率 | 13.9 | 11.2 | 10.4 |

※子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

長崎県の貧困線は97.2万円。

※等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

※貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額。

## ③ こどもの貧困対策事業

| 施策                    | 内容と方向性                                                                                                                                                                                                                                                            | 主な担当課                       | 事業の方向性 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------|
| ①就学支援制度の周知            | 就学支援制度の周知の方法を広げるとともに、申請しやすい環境の構築に努めます。(要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業等)                                                                                                                                                                                                      | 教育委員会                       | 継続     |
| ②ひとり親家庭の就労支援(再掲)      | ひとり親家庭の自立支援のため、東彼・北松福祉事務所やハローワークなどの関係機関と連携を図り、就労に向けた情報提供や支援を行います。                                                                                                                                                                                                 | 子ども・健康保険課                   | 継続     |
| ③ひとり親家庭の経済的負担軽減(再掲)   | 医療費の助成や小中学校の入学祝金など、ひとり親家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。各制度について、広報紙などを用いて周知を図り、適切な利用につなげます。                                                                                                                                                                                    | 子ども・健康保険課                   | 継続     |
| ④母子・父子家庭福祉医療費         | 母子(父子)家庭等における高校生以下の子どもに対し、令和6年1月から東彼杵郡、大村市の医療機関を対象に現物給付を開始し保健の向上及び福祉の増進を図っており、今後は福祉医療費現物給付の対象地域の拡大を検討していきます。                                                                                                                                                      | 子ども・健康保険課                   | 拡大     |
| ⑤子どもの福祉医療費            | 高校生以下に対し令和6年1月から東彼杵郡、大村市の医療機関を対象に現物給付を開始し保健の向上及び福祉の増進を図っており、今後は福祉医療費現物給付の対象地域の拡大を検討していきます。                                                                                                                                                                        | 子ども・健康保険課                   | 拡大     |
| ⑥保育料等利用料免除            | 特定教育・保育施設等に通う、多子世帯、ひとり親世帯、非課税世帯などの児童の保育料等の軽減又は免除を継続します。                                                                                                                                                                                                           | 子ども・健康保険課                   | 継続     |
| ⑦放課後児童クラブ(学童保育)利用料の免除 | 母子(父子)家庭の児童で、児童扶養手当などを受けている者については、要件を満たす場合、利用料の一部軽減を継続します。                                                                                                                                                                                                        | 子ども・健康保険課                   | 継続     |
| ⑧児童扶養手当               | 父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため支給される手当の手續を継続します。                                                                                                                                                                            | 子ども・健康保険課                   | 継続     |
| ⑨特別児童扶養手当             | 精神又は身体に重度又は中度以上の障がい状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当の手續を継続します。                                                                                                                                                                                         | 子ども・健康保険課                   | 継続     |
| ⑩子どもの生活支援事業           | 家庭や学校とは別に、子どもの孤立を防止し、子どもに安心して過ごしてもらえる居場所を提供することが求められているため、今後も放課後児童クラブ(学童保育)を行う専用施設等を利用して、適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。また、共生型居場所(※)への理解と必要性を深め、実施者を確立するための支援を行い、関係部署及び関係者と連携しながら、その周知を実施していきます。<br>※共生型居場所とは<br>子どもから若者・障がい者・高齢者まで誰もが気軽に通えることができるような機能を持った居場所を指します。 | 子ども・健康保険課<br>教育委員会<br>長寿支援課 | 拡大     |



## 第4章 事業計画



## 第4章 事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### （１）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込や確保方策等を記載することとなっています。

#### （２）本町の区域設定の考え方

本町の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に応じた保育所等利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、町全域を一つの区域として、量の見込と確保方策等を定めます。

その他の事業についても、町全体を一つの区域として設定し、各事業の量の見込と確保方策等を定めていきます。



## ■対象事業■

| 分類            | 事業名                                   | 事業内容                                                                                               | 提供区域 |
|---------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 教育・保育         | 教育・保育施設                               | 幼稚園や保育所等など                                                                                         | 町全域  |
|               | 特定地域型保育事業                             | 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保育する事業                                           |      |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ①利用者支援事業                              | 子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業      | 町全域  |
|               | ②地域子育て支援拠点事業<br>(地域子育て支援センター)         | 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業                                           |      |
|               | ③妊婦健康診査事業                             | 赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業                                   |      |
|               | ④乳児家庭全戸訪問事業                           | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・保育士・看護師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業           |      |
|               | ⑤養育支援訪問事業                             | 子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業                         |      |
|               | ⑥子育て短期支援事業<br>(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)        |      |
|               | ⑦子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業)   | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業            |      |
|               | ⑧一時預かり事業                              | 保育所等を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等で子どもを一時的に預かる事業 |      |
|               | ⑨時間外保育事業<br>(延長保育事業)                  | 保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所等における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業                                               |      |
|               | ⑩病児・病後児保育事業                           | 児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業                                      |      |
|               | ⑪放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ(学童保育))      | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業            |      |
|               | ⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業                   | 私立認定こども園における特別支援が必要な子どもの受入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業                                   |      |

| 分類            | 事業名                        | 事業内容                                                                                                               | 提供区域 |
|---------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 地域子ども・子育て支援事業 | ⑬妊婦等包括相談支援事業               | 妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業                                           | 町全域  |
|               | ⑭乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度) | 保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業            |      |
|               | ⑮産後ケア事業                    | 産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業                                                                  |      |
|               | ⑯子育て世帯訪問支援事業               | 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業                      |      |
|               | ⑰児童育成支援拠点事業                | 家庭や学校に居場所のない児童に対し、生活習慣の形成、学習支援、進路相談、食事提供などを行う居場所を開設し、状況をアセスメントしながら多様な課題に対応し、関係機関と連携して虐待を防止、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業 |      |

## 2 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

### (1) 各年度における教育・保育の量の見込

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込を定めます。

### (2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

| 認定区分 |                                           | 利用先           |
|------|-------------------------------------------|---------------|
| 1号認定 | ・満3歳以上で教育を希望している子ども                       | 幼稚園<br>認定こども園 |
| 2号認定 | ・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども   | 保育所等          |
|      | ・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども |               |
| 3号認定 | ・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども | 保育所等<br>地域型保育 |

### ■令和6年度の実績■

(単位：人)

|         | 令和6年度 |      |      |      |
|---------|-------|------|------|------|
|         | 1号認定  | 2号認定 | 3号認定 |      |
|         |       |      | 0歳   | 1～2歳 |
| 令和6年度実績 | 131   | 308  | 47   | 149  |

※令和6年10月1日現在

### （３）教育・保育施設の量の見込と確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに量の見込と確保方策を定めました。

#### ■教育・保育施設の量の見込と確保方策■

(単位：人)

|         |               |    | 令和7年度 |      |      |     |     |
|---------|---------------|----|-------|------|------|-----|-----|
|         |               |    | 1号認定  | 2号認定 | 3号認定 |     |     |
|         |               |    |       |      | 0歳   | 1歳  | 2歳  |
| ①量の見込   |               |    | 99    | 277  | 16   | 97  | 93  |
| ②確保の内容  | 教育・保育施設       | 町内 | 120   | 217  | 60   | 87  | 101 |
|         |               | 町外 | 0     | 0    | 0    | 0   | 0   |
|         | 地域型保育事業       |    |       |      | 0    | 0   | 0   |
|         | 確認を受けない幼稚園    |    | 0     |      |      |     |     |
|         | 企業主導型保育施設の地域枠 |    | 0     | 0    | 0    | 0   | 0   |
| 差異（②-①） |               |    | 21    | ▲60  | 44   | ▲10 | 8   |

(単位：人)

|         |               |    | 令和8年度 |      |      |    |     |
|---------|---------------|----|-------|------|------|----|-----|
|         |               |    | 1号認定  | 2号認定 | 3号認定 |    |     |
|         |               |    |       |      | 0歳   | 1歳 | 2歳  |
| ①量の見込   |               |    | 98    | 271  | 16   | 96 | 92  |
| ②確保の内容  | 教育・保育施設       | 町内 | 120   | 217  | 60   | 87 | 101 |
|         |               | 町外 | 0     | 0    | 0    | 0  | 0   |
|         | 地域型保育事業       |    |       |      | 0    | 0  | 0   |
|         | 確認を受けない幼稚園    |    | 0     |      |      |    |     |
|         | 企業主導型保育施設の地域枠 |    | 0     | 0    | 0    | 0  | 0   |
| 差異（②-①） |               |    | 22    | ▲54  | 44   | ▲9 | 9   |

(単位：人)

|         |               |    | 令和9年度 |      |      |    |     |
|---------|---------------|----|-------|------|------|----|-----|
|         |               |    | 1号認定  | 2号認定 | 3号認定 |    |     |
|         |               |    |       |      | 0歳   | 1歳 | 2歳  |
| ①量の見込   |               |    | 97    | 269  | 15   | 95 | 91  |
| ②確保の内容  | 教育・保育施設       | 町内 | 120   | 217  | 60   | 87 | 101 |
|         |               | 町外 | 0     | 0    | 0    | 0  | 0   |
|         | 地域型保育事業       |    |       |      | 0    | 0  | 0   |
|         | 確認を受けない幼稚園    |    | 0     |      |      |    |     |
|         | 企業主導型保育施設の地域枠 |    | 0     | 0    | 0    | 0  | 0   |
| 差異（②-①） |               |    | 23    | ▲52  | 45   | ▲8 | 10  |

(単位：人)

|            |               |    | 令和 10 年度 |       |       |     |     |
|------------|---------------|----|----------|-------|-------|-----|-----|
|            |               |    | 1 号認定    | 2 号認定 | 3 号認定 |     |     |
|            |               |    |          |       | 0 歳   | 1 歳 | 2 歳 |
| ①量の見込      |               |    | 96       | 267   | 15    | 94  | 90  |
| ②確保<br>の内容 | 教育・保育施設       | 町内 | 120      | 217   | 60    | 87  | 101 |
|            |               | 町外 | 0        | 0     | 0     | 0   | 0   |
|            | 地域型保育事業       |    |          |       | 0     | 0   | 0   |
|            | 確認を受けない幼稚園    |    | 0        |       |       |     |     |
|            | 企業主導型保育施設の地域枠 |    | 0        | 0     | 0     | 0   | 0   |
| 差異（②-①）    |               |    | 24       | ▲50   | 45    | ▲7  | 11  |

(単位：人)

|            |               |    | 令和 11 年度 |       |       |     |     |
|------------|---------------|----|----------|-------|-------|-----|-----|
|            |               |    | 1 号認定    | 2 号認定 | 3 号認定 |     |     |
|            |               |    |          |       | 0 歳   | 1 歳 | 2 歳 |
| ①量の見込      |               |    | 95       | 263   | 15    | 93  | 89  |
| ②確保<br>の内容 | 教育・保育施設       | 町内 | 120      | 217   | 60    | 87  | 101 |
|            |               | 町外 | 0        | 0     | 0     | 0   | 0   |
|            | 地域型保育事業       |    |          |       | 0     | 0   | 0   |
|            | 確認を受けない幼稚園    |    | 0        |       |       |     |     |
|            | 企業主導型保育施設の地域枠 |    | 0        | 0     | 0     | 0   | 0   |
| 差異（②-①）    |               |    | 25       | ▲46   | 45    | ▲6  | 12  |



### 3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

#### (1) 利用者支援事業

本町では、こども家庭センターを設置し、幅広いニーズに対応できるように事業の推進を図ります。

#### ■こども家庭センター型■

(単位：施設数(か所))

|         | 令和6年度<br>見込 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 1           | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保の方策  |             | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### (2) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

本町では、現状に引き続き、子育て支援センター「きしゃぼっぼ」で実施していきます。今後も現在の体制を維持し、幅広いニーズに応えられるよう事業の推進を図ります。

(単位：年間延べ回数(人日)、施設数(か所))

|                 | 令和6年度<br>見込 | 実施時期         |              |              |              |              |
|-----------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                 |             | 令和7年度        | 令和8年度        | 令和9年度        | 令和10年度       | 令和11年度       |
| ①量の見込           | 1           | 2,849<br>(1) | 2,764<br>(1) | 2,724<br>(1) | 2,684<br>(1) | 2,628<br>(1) |
| ②確保の方策          |             | 1            | 1            | 1            | 1            | 1            |
| 地域子育て<br>支援拠点事業 |             | 1            | 1            | 1            | 1            | 1            |
| その他             |             | —            | —            | —            | —            | —            |
| 差異(②-①)         | —           | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |

**(3) 妊婦健康診査事業**

今後も、町の委託している医療機関で実施していきます。

(単位：年間実人数(人))

|         | 令和6年度<br>見込 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 100         | 119   | 106   | 95    | 86     | 78     |
| ②確保の方策  |             | 119   | 106   | 95    | 86     | 78     |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**(4) 乳児家庭全戸訪問事業**

本町では、保健師・看護師・保育士が訪問しています。今後も現状に引き続き実施していきます。また、要保護児童等への必要な支援を行うとともに、虐待防止の啓発に努めます。

(単位：年間実人数(人))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 92          | 89    | 82    | 78    | 74     | 69     |
| ②確保の方策  |             | 89    | 82    | 78    | 74     | 69     |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**(5) 養育支援訪問事業**

本町では、平成28年度より実施しています。要保護児童等への必要な支援を行うとともに、虐待防止の啓発に努めます。

(単位：年間実人数(人))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 1           | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保の方策  |             | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）**

本町では2歳以上の児童を対象として事業を実施しています。今後も1施設への委託事業として実施していきます。

（単位：年間延べ利用人数(人日)）

|         | 令和6年度<br>見込 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 0           | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保の方策  |             | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 差異（②-①） | －           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**

本町では令和3年7月から事業を実施しています。町が相互の援助活動に関する連絡及び調整を行うことにより、安心して子育てができるよう支援していきます。

（単位：年間延べ利用人数(人日)）

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 127         | 50    | 49    | 48    | 48     | 47     |
| ②確保の方策  |             | 50    | 49    | 48    | 48     | 47     |
| 差異（②-①） | －           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### （８）一時預かり事業

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるように、適正な支援に努めていきます。また、必要な保護者が利用できるように情報の提供に努め、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

#### ①一時預かり事業（幼稚園型）

本町では、町内にある全ての認定こども園で、現状に引き続き実施していきます。

（単位：年間延べ利用人数(人日)）

|           |      | 令和5年度<br>実績 | 実施時期   |        |        |        |        |
|-----------|------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           |      |             | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の<br>見込 | 平日   | 17,143      | 14,167 | 14,215 | 14,490 | 14,769 | 14,955 |
|           | 休日   |             | 1,460  | 1,465  | 1,493  | 1,522  | 1,541  |
|           | 長期休業 |             | 2,273  | 2,281  | 2,325  | 2,370  | 2,400  |
|           | 合計   |             | 17,900 | 17,961 | 18,308 | 18,661 | 18,896 |
| ②確保の方策    |      |             | 17,900 | 17,961 | 18,308 | 18,661 | 18,896 |
| 差異（②-①）   |      | －           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

#### ②一時預かり事業（一般型）

本町では、町内にある全ての保育所等で、現状に引き続き実施していきます。

（単位：年間延べ利用人数(人日)）

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 315         | 315   | 307   | 305   | 302    | 298    |
| ②確保の方策  |             | 315   | 307   | 305   | 302    | 298    |
| 差異（②-①） | －           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**(9) 時間外保育事業（延長保育事業）**

本町では、町内にある全ての保育所等で、現状に引き続き実施していきます。また、保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を身近な地域で提供できるように必要な職員確保を図り、今後も適正な実施体制に努めます。

**■標準時間保育■**

(単位：年間実人数(人))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 281         | 281   | 274   | 272   | 270    | 266    |
| ②確保の方策  |             | 281   | 274   | 272   | 270    | 266    |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**■短時間保育■**

(単位：年間実人数(人))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 59          | 59    | 58    | 57    | 57     | 56     |
| ②確保の方策  |             | 59    | 58    | 57    | 57     | 56     |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**(10) 病児・病後児保育事業**

本町では、西九州させば広域都市圏連携事業により、保護者が就労等により自宅での保育が難しい場合、提携した保育施設の利用を可能にし、勤務先に近い施設を利用できるなど、利用者の需要に合わせたサービスの提供を実施します。

(単位：年間延べ利用人数(人日))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 21          | 21    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| ②確保の方策  |             | 21    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**(11) 放課後児童健全育成事業**

本町では、現状に引き続き「げんきクラブ」、「E・Tクラブ」、「おいでおいでルーム」で事業を実施していきます。

(単位：年間実人数(人))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 216         | 244   | 238   | 236   | 234    | 231    |
| 1年生     |             | 92    | 90    | 89    | 88     | 86     |
| 2年生     |             | 77    | 75    | 74    | 74     | 73     |
| 3年生     |             | 43    | 42    | 42    | 41     | 41     |
| 4年生     |             | 24    | 23    | 23    | 23     | 23     |
| 5年生     |             | 4     | 4     | 4     | 4      | 4      |
| 6年生     |             | 4     | 4     | 4     | 4      | 4      |
| ②確保の方策  |             | 180   | 180   | 180   | 180    | 180    |
| 差異(②-①) | －           | ▲64   | ▲58   | ▲56   | ▲54    | ▲51    |

※合計は放課後児童クラブ(学童保育)の随時利用登録者を含む。

**(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築するための、教育等の提供体制の確保を図ります。

(単位：年間実利用数(人日))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 9           | 8     | 8     | 8     | 9      | 10     |
| ②確保の方策  |             | 8     | 8     | 8     | 9      | 10     |
| 差異(②-①) | －           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**(13) 妊婦等包括相談支援事業**

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行っていきます。

(単位：年間実利用数(人日))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 187         | 300   | 293   | 290   | 288    | 284    |
| ②確保の方策  |             | 300   | 293   | 290   | 288    | 284    |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)**

保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行います。本町では令和8年度から実施する予定となっています。

(単位：年間実利用数(人日))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 0           | 0     | 7     | 7     | 7      | 7      |
| ②確保の方策  |             | 0     | 7     | 7     | 7      | 7      |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

**(15) 産後ケア事業**

産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行い、利用料の補助や、利用できる医療機関・施設の拡充、経済的負担が多い時期にある産婦や、里帰り中の産婦も利用しやすい環境を整えていきます。

(単位：年間実利用数(人日))

|         | 令和5年度<br>実績 | 実施時期  |       |       |        |        |
|---------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|         |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込   | 24          | 52    | 51    | 50    | 50     | 49     |
| ②確保の方策  |             | 52    | 51    | 50    | 50     | 49     |
| 差異(②-①) | —           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所等の施設の統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育の観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

### 【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

| 施設種別                         |                                        | 対象となる子ども | 内容                                                                                                                                                                         |
|------------------------------|----------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園                          |                                        | 3～5歳     | 新制度に移行している幼稚園は月額上限 2.57 万円として、利用料が無償化されます。                                                                                                                                 |
| 認可保育所等<br>地域型保育<br>企業主導型保育事業 |                                        | 0～5歳     | 0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子ども利用料が無償化されます。                                                                                                                                 |
| 施設等利用給付                      | 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園               | 3～5歳     | 新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。                                                                                                                                            |
|                              | 特別支援学校の幼稚部                             | 3～5歳     | 3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。                                                                                                                |
|                              | 認可外（無認可）保育施設                           | 0～5歳     | 保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所等における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。                                                                |
|                              | 預かり保育事業                                | 3～5歳     | 保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所等における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。                                    |
|                              | 一時預かり事業<br>病児保育事業<br>ファミリー・サポート・センター事業 | 0～5歳     | 特定教育・保育施設（保育所等）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所等における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。 |



## **第5章 計画の達成状況の点検・評価及び相互連携**



## 第5章 計画の達成状況の点検・評価及び相互連携

### 1 推進体制

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する町民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。また、社会情勢の変化や子育てに関する新たな課題についても、本計画に位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

### 2 計画の点検・評価

計画の策定にあたっては、教育・保育関係者や子どもの保護者、地域の各種団体や子育て支援の関係者からなる「波佐見町子ども・子育て会議」を設置しました。この会議を継続して設置し、町民参加のもとでの施策の実施状況の点検、評価と検証を行い、必要な改善を行いながら、計画の着実な推進を図ります。

### 3 関係機関相互の連携

#### (1) 関係機関の連携会議の開催

それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援を行うため、各種支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、医療機関、教育機関等）と様々な連携会議を開催し、各機関における課題等について議論し、共有します。また、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ります。

#### (2) 関係機関の連携を推進する取組

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業を実施します。

##### ①利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

##### ②地域子育て支援拠点事業

保護者の子育てに対する不安を和らげ、しっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施します。

##### ③子育て援助活動支援事業

地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施します。



## 資料編



## 資料編

### 1 波佐見町子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第18号

改正

令和5年3月24日条例第9号

波佐見町子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、波佐見町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- （1） 法第72条第1項各号に掲げる事務
- （2） その他町長が必要と認める事務

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 子どもの保護者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- （4） 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が召集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が会長と協議して別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## 2 波佐見町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日

| NO. | 役職                                 | 所属          |                        | 氏名        | 備考        |
|-----|------------------------------------|-------------|------------------------|-----------|-----------|
| 1   | 1号<br>(子どもの保護者)                    | 保育園保護者代表    | 鴻ノ巣保育園<br>保護者会 役員      | 太 田 絵 里 子 |           |
| 2   |                                    | 認定こども園保護者代表 | 光輪はさみこども園<br>保護者会 役員   | 富 永 知 貴   |           |
| 3   |                                    | 保護者代表       | 波佐見中学校PTA<br>副会長       | 横 山 聖 代   |           |
| 4   | 2号<br>(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)      | 保育園代表       | 鴻ノ巣保育園 園長              | 武 宮 暢 哉   |           |
| 5   |                                    | 認定こども園代表    | 光輪はさみこども園<br>園長        | 武 宮 真 紹   |           |
| 6   |                                    | 小学校代表       | 中央小学校 校長               | 古 賀 和 重   | 令和6年4月1日～ |
| 7   |                                    | 放課後児童クラブ代表  | 学童クラブ おいで<br>おいでルーム 代表 | 北 村 千 砂 子 |           |
| 8   | 3号<br>(子ども・子育て支援に関し学識経験がある者)       | 教育委員会       | 教育長                    | 森 田 法 幸   |           |
| 9   |                                    | 社会福祉協議会     | 会長                     | 松 下 幸 人   |           |
| 10  |                                    | 長崎短期大学      | 保育学科 准教授               | 戸 田 恵 理 子 |           |
| 11  | 4号<br>(子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者) | 民生委員児童委員協議会 | 会長                     | 北 村 洋 子   |           |
| 12  |                                    | 民生委員児童委員協議会 | 主任児童委員                 | 原 登 美 子   |           |
| 13  |                                    | 婦人会         | 会長                     | 清 水 栄 子   |           |
| 14  |                                    | 東彼商工会       | 青年部 波佐見支部<br>支部長       | 村 島 慎 一 郎 |           |
| 15  |                                    | 自治会長会       | 会長                     | 溝 口 多 輔   | 令和6年4月1日～ |
| 16  | 5号<br>(関係行政機関の職員)                  | 波佐見町        | 副町長                    | 村 山 弘 司   | 令和6年4月1日～ |
| 17  |                                    | 総務課         | 課長                     | 福 田 博 治   |           |
| 18  |                                    | 住民福祉課       | 課長                     | 井 関 昌 男   |           |
| 19  |                                    | 教育委員会       | 教育次長                   | 朝 長 哲 也   |           |
|     | 事務局                                | 子ども・健康保険課   | 課長                     | 石 橋 万 里 子 |           |
|     |                                    |             | 子育て支援班係長               | 滝 川 美 香   |           |
|     |                                    |             | 子育て支援班                 | 末 岡 理     |           |
|     |                                    |             | 子育て支援班                 | 古 田 翔 空   |           |

### 3 策定経過

| 開催日                 | 審議内容等                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年1月17日<br>～2月5日  | 「波佐見町第3期子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査の実施                                        |
| 令和6年3月19日           | 令和5年度第1回波佐見町子ども・子育て会議<br>・第3期事業計画概要及び策定スケジュールについて<br>・アンケート（ニーズ）調査結果の概要報告について |
| 令和6年8月16日           | 令和6年度第1回波佐見町子ども・子育て会議<br>・現計画の実施状況について                                        |
| 令和6年12月18日          | 令和6年度第2回波佐見町子ども・子育て会議<br>・計画素案について                                            |
| 令和7年1月31日<br>～2月14日 | 「第3期波佐見町子ども・子育て支援事業計画（案）」についてのパブリックコメントの募集                                    |

### 第3期波佐見町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：波佐見町

編集：波佐見町 子ども・健康保険課 子育て支援班

〒859-3791 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地

T E L 0956-85-2333